

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月17日
【事業年度】	第62期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 前田 哲宏
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の連結子会社であるP&F USA, Inc.において税務調査の指摘による未払税金、運送費、販売協力金及び未納付税金に係る延滞税等の計上、並びにP&F MEXICANA, S. A. DE C. V.において販売協力金の計上について、本来計上すべき会計年度での会計処理を失念して不適切な会計処理となっていたことが判明したことから、当社は平成28年8月4日に社内調査委員会を設置し、事実関係解明のために調査を実施いたしました。

同委員会による調査結果報告等を受け、当社は過去に提出いたしました有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表に含まれる一連の不適切な会計処理を訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成26年6月20日に提出いたしました第62期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
- 4 関係会社の状況

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 4 事業等のリスク
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 経理の状況

2. 監査証明について

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

- ① 連結貸借対照表
- ② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
連結損益計算書
連結包括利益計算書
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結キャッシュ・フロー計算書

注記事項

- (連結損益計算書関係)
- (連結包括利益計算書関係)
- (金融商品関係)
- (税効果会計関係)
- (セグメント情報等)
- (1株当たり情報)

(2) その他

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

注記事項

- (貸借対照表関係)
- (損益計算書関係)
- (有価証券関係)
- (税効果会計関係)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみ全文を記載しております。また、単位未満の訂正についても_____線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	314,911	295,923	246,147	<u>191,082</u>	<u>233,802</u>
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	11,684	1,290	<u>△457</u>	<u>△1,681</u>	<u>△2,908</u>
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	10,328	△1,169	<u>△5,261</u>	<u>△9,869</u>	<u>△7,400</u>
包括利益 (百万円)	—	△10,252	<u>△7,117</u>	<u>△2,412</u>	<u>△2,928</u>
純資産額 (百万円)	142,779	131,228	<u>123,212</u>	<u>119,264</u>	<u>114,743</u>
総資産額 (百万円)	204,057	193,910	176,607	<u>194,207</u>	<u>180,729</u>
1株当たり純資産額 (円)	4,164.86	3,813.57	<u>3,579.54</u>	<u>3,457.56</u>	<u>3,328.58</u>
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	302.97	△34.31	<u>△154.23</u>	<u>△289.26</u>	<u>△216.89</u>
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	300.77	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.58	67.09	<u>69.15</u>	<u>60.74</u>	<u>62.84</u>
自己資本利益率 (%)	7.45	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	13.00	—	—	—	—
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	3,640	△5,165	16,416	△8,022	△1,251
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△2,713	4,070	△6,434	12,863	△2,730
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△7,870	2,465	△6,717	5,128	△4,676
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	34,063	33,745	36,567	50,238	43,612
従業員数 (人)	2,553	2,861	3,990	4,776	5,112

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第59期及び第60期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第61期及び第62期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第59期、第60期、第61期及び第62期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第59期、第60期、第61期及び第62期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	253,511	248,286	195,880	<u>156,878</u>	<u>177,794</u>
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△445	5,943	10,165	<u>18,574</u>	<u>△1,108</u>
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,106	6,267	2,621	<u>12,452</u>	<u>△10,099</u>
資本金 (百万円)	31,280	31,300	31,307	31,307	31,307
発行済株式総数 (株)	36,104,196	36,123,596	36,130,796	36,130,796	36,130,796
純資産額 (百万円)	71,759	76,851	77,584	<u>88,723</u>	<u>77,639</u>
総資産額 (百万円)	107,399	109,563	112,717	119,151	<u>118,611</u>
1株当たり純資産額 (円)	2,103.00	2,250.35	2,270.78	<u>2,596.83</u>	<u>2,271.65</u>
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	40.00 (-)	40.00 (-)	50.00 (-)	35.00 (-)	35.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△32.45	183.79	76.86	<u>364.97</u>	<u>△296.02</u>
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	182.86	76.71	-	-
自己資本比率 (%)	66.76	70.06	68.74	<u>74.36</u>	<u>65.35</u>
自己資本利益率 (%)	-	8.44	3.40	<u>15.00</u>	-
株価収益率 (倍)	-	13.48	24.13	<u>3.16</u>	-
配当性向 (%)	-	21.76	65.05	<u>9.59</u>	-
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,102 (130)	1,120 (127)	1,102 (93)	1,032 (64)	953 (48)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第60期の1株当たり配当額には、会社設立50周年記念配当金10円を含んでおります。

3. 第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第61期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第62期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第58期及び第62期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第58期及び第62期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和36年8月	大阪市生野区に資本金20百万円にて船井電機㈱を設立
昭和39年3月	広島県深安郡（現福山市）に生産会社として中国船井電機㈱（現連結子会社）を設立
昭和51年6月	株式の額面金額変更（500円→50円）のため、形式上の存続会社と合併
昭和51年9月	本店を大阪府大東市に移転
昭和55年6月	ドイツ ハンブルグに販売拠点としてFUNAI ELECTRIC TRADING (EUROPE) GmbH（現FUNAI EUROPE GmbH、現連結子会社）を設立
昭和58年7月	東京都千代田区に東京支店を設置
平成3年5月	米国 ニュージャージーに販売拠点としてFUNAI CORPORATION, INC.（現連結子会社）を設立
平成4年3月	香港に中国広東省で委託加工を行うため、嘉財実業有限公司（現船井電機（香港）有限公司、現連結子会社）を設立
平成8年1月	当社及びフナイ販売㈱（平成18年11月清算終了）のサービス部門を分離し船井サービス㈱（現連結子会社）を設立
平成8年5月	香港に嘉財実業有限公司が日本企業と共同出資により嘉福金属有限公司（現連結子会社）を設立
平成11年2月	㈱大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
平成12年3月	㈱東京証券取引所市場第一部に株式上場、並びに㈱大阪証券取引所市場第一部に指定
平成12年11月	船井軽機工業㈱を吸収合併
平成13年3月	決算期を6月15日から3月31日に変更
平成13年11月	デイエツクスアンテナ㈱（現DXアンテナ㈱、現連結子会社）の株式取得
平成15年7月	タイ ナコンラーチャーシーマーに生産拠点としてFUNAI (THAILAND) CO., LTD.（現連結子会社）を設立
平成15年12月	中国の広東省東莞機械進出口有限公司の黄江工場（広東省東莞市）において委託加工を開始
平成16年4月	FUNAI ELECTRIC TRADING (EUROPE) GmbH（現連結子会社）の社名をFUNAI EUROPE GmbHに変更
平成18年10月	ポーランド ルブシュに生産拠点としてFUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp. z o. o.（現FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.、現連結子会社）を設立
平成19年10月	米国 オハイオにサービス拠点としてFUNAI SERVICE CORPORATION（現連結子会社）を設立
平成20年6月	米国 ジョージアに販売拠点としてP&F USA, Inc.（現連結子会社）を設立
平成21年4月	メキシコ メヒコに販売拠点としてP&F MEXICANA, S. A. DE C. V.（現連結子会社）を設立
平成22年7月	FUNAI ELECTRIC (POLSKA) Sp. z o. o.（現連結子会社）の社名をFUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.に変更
平成22年7月	中国 広東省に生産拠点として中山嘉財船井電機有限公司（現連結子会社）を設立
平成24年2月	インド ムンバイに販売拠点としてFunai India Private Limited（現連結子会社）を設立
平成24年6月	中国 広東省に生産拠点として中山船井電機有限公司（現連結子会社）を設立
平成24年6月	中国 広東省に生産拠点として広東船明光電有限公司（現連結子会社）を設立
平成25年4月	フィリピン バタンガスに生産拠点としてFunai Electric Philippines Inc.（現連結子会社）を設立
平成25年4月	Lexmark International, Inc.よりインクジェットプリンタ関連製品製造子会社（現Funai Electric Cebu, Inc.、現連結子会社）の全株式取得
平成25年7月	㈱東京証券取引所と㈱大阪証券取引所の市場統合に伴い、㈱大阪証券取引所市場第一部は、㈱東京証券取引所市場第一部に統合

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社42社（子会社38社、関連会社4社）により構成され、電気機械器具の製造及び販売を主たる事業とし、これに附帯する事業を営んでおります。

主要な製品としては下記のものがあります。

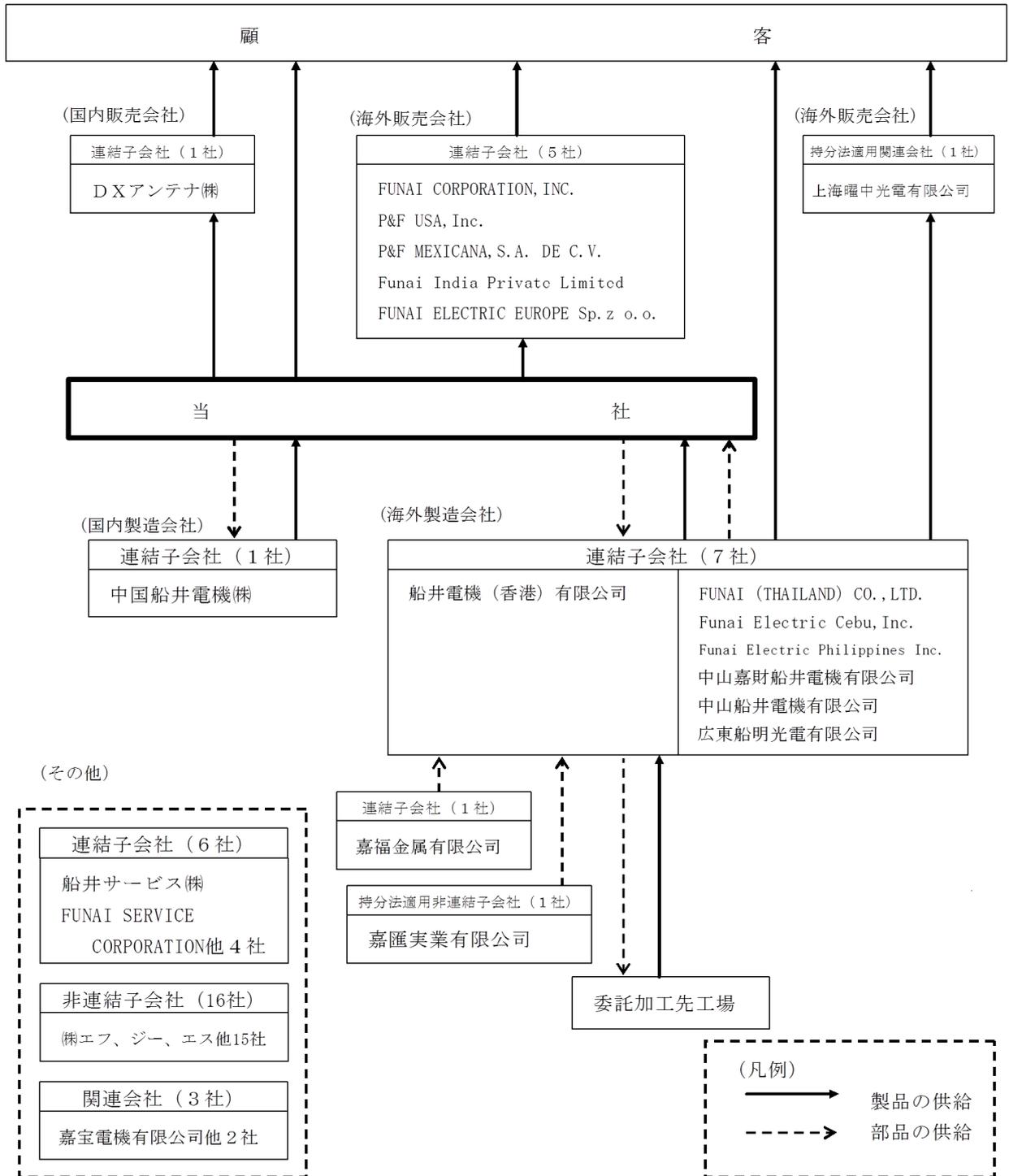
（映像機器）液晶テレビ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ、ブルーレイディスクプレーヤ、
ブルーレイディスクレコーダ

（情報機器）プリンター

当社及び主要な関係会社の事業内容と当該事業における位置づけは、次のとおりであります。

事業の内容	主要会社	セグメントの名称
映像・情報機器等の製造	当社	日本
	中国船井電機(株)	日本
	船井電機(香港)有限公司	アジア
	嘉福金属有限公司	アジア
	嘉匯実業有限公司	アジア
	中山嘉財船井電機有限公司	アジア
	中山船井電機有限公司	アジア
	広東船明光電有限公司	アジア
	FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	アジア
	Funai Electric Cebu, Inc.	アジア
	Funai Electric Philippines Inc.	アジア
映像・情報機器等の販売	当社	日本
	D Xアンテナ(株)	日本
	Funai India Private Limited	アジア
	FUNAI CORPORATION, INC.	北米
	P&F USA, Inc.	北米
	P&F MEXICANA, S. A. DE C. V.	北米
	FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.	欧州
その他 ・電気機械器具のアフターサービス他	船井サービス(株)	日本
	FUNAI SERVICE CORPORATION他24社	北米他

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	セグメントの名称	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 中国船井電機㈱	広島県福山市	日本	百万円 40	電気機械器具等の加工	100	当社へ加工品の納入 当社所有の建物を賃貸 役員の兼任あり
D X アンテナ㈱	神戸市兵庫区	日本	百万円 363	電気機械器具等の販売	91.4	当社製品の販売
船井サービス㈱	大阪府東大阪市	日本	百万円 10	電気機械器具のアフターサービス	100	当社製品のアフターサービス 役員の兼任あり
船井電機(香港)有限公司 (注) 1.	香港新界	アジア	千HK\$ 115,000	電気機械器具の製造(委託加工)	100	当社へ製品の納入
嘉福金属有限公司 (注) 3.	香港新界	アジア	千HK\$ 10,623	シャーシの組立(委託加工)	100 (100)	当社部品の組立
中山嘉財船井電機有限公司 (注) 3.	中華人民共和国 広東省	アジア	千CNY 52,055	電気機械器具の製造	100 (100)	当社へ製品の納入
中山船井電機有限公司 (注) 3.	中華人民共和国 広東省	アジア	千CNY 19,123	電気機械器具の製造	100 (100)	当社へ製品の納入
広東船明光電有限公司 (注) 3.	中華人民共和国 広東省	アジア	千CNY 129,033	電気機械器具の製造	100 (39)	当社へ製品の納入 役員の兼任あり
FUNAI (THAILAND) CO., LTD. (注) 1. 3.	タイ ナコンラーチャシーマー	アジア	千BAHT 1,568,200	映像機器の製造	100 (19.1)	当社へ製品の納入 資金援助あり
Funai Electric Cebu, Inc. (注) 1.	フィリピン セブ	アジア	千US\$ 67,150	電気機械器具の製造	100	当社へ製品の納入
Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン パタンガス	アジア	千PHP 370,000	電気機械器具の製造	100	当社へ製品の納入
Funai India Private Limited	インド ムンバイ	アジア	千INR 75,000	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 役員の兼任あり
FUNAI CORPORATION, INC. (注) 1. 2.	米国 ニュージャージー	北米	千US\$ 68,500	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 役員の兼任あり
P&F USA, Inc. (注) 1. 2.	米国 ジョージア	北米	千US\$ 55,000	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 資金援助あり
P&F MEXICANA, S. A. DE C. V. (注) 1.	メキシコ メヒコ	北米	千MXN 177,900	電気機械器具の販売	100	当社製品の販売 資金援助あり
FUNAI SERVICE CORPORATION	米国 オハイオ	北米	千US\$ 500	電気機械器具のアフターサービス	100	当社製品のアフターサービス 役員の兼任あり
FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o. (注) 1.	ポーランド ルブシュ	欧州	千PLN 132,600	映像機器の販売	100	当社製品の販売 資金援助あり
その他4社	—	—	—	—	—	—

名称	住所	セグメントの名称	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(持分法適用非連結子会社) 嘉匯実業有限公司 (注) 3.	香港九龍	アジア	千US\$ 6,912	部品の成型加工(委託加工)	51 (51)	当社部品の成型加工
(持分法適用関連会社) 上海曜中光電有限公司	中華人民共和国 上海市	アジア	千CNY 20,000	電気機械器具の販売	39	当社製品の販売

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. FUNAI CORPORATION, INC. 及びP&F USA, Inc. は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

(1) FUNAI CORPORATION, INC. の主要な損益情報等	① 売上高	105,028百万円
	② 経常利益	1,180百万円
	③ 当期純利益	706百万円
	④ 純資産額	9,624百万円
	⑤ 総資産額	26,850百万円

(2) P&F USA, Inc. の主要な損益情報等	① 売上高	46,473百万円
	② 経常損失	2,368百万円
	③ 当期純損失	2,146百万円
	④ 純資産額	421百万円
	⑤ 総資産額	20,557百万円

3. 議決権の所有割合の()内は内書きで間接所有割合であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	1,467
北米	205
アジア	3,400
欧州	40
合計	5,112

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
953 [48]	39.6	13.7	6,271,130

セグメントの名称	従業員数（人）
日本	953 [48]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [] 外数で表示しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における当社の主要市場である米国は、雇用情勢の鈍化はみられたものの住宅市場は回復傾向が続き、個人消費も堅調に推移したことから緩やかな景気回復が続きました。欧州では、債務問題への対策により景気を持ち直しがみられる一方、中国は景気減速がみられました。また、わが国におきましては、日本銀行の金融緩和策導入後、企業及び消費者のマインドの改善から設備投資や住宅投資に持ち直しがみられ、消費税増税前の駆け込み需要もあり緩やかな景気回復が続きました。

当民生用電気機器業界におきましては、スマートフォン、タブレット端末やクラウドの急速な普及が続く一方、従来製品の携帯電話やパソコン、デジタルスチルカメラ、液晶テレビ、DVD・BD関連製品などは需要低迷がみられました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当連結会計年度の売上高は233,802百万円（前期比22.4%増）となりました。

利益面につきましては、北米、メキシコにおけるPHILIPSブランドの液晶テレビ、オーディオアクセサリ製品等の採算悪化を主因とし、営業損失は6,071百万円（前期は6,568百万円の営業損失）、経常損失は2,908百万円（前期は1,681百万円の経常損失）、当期純損失は7,400百万円（前期は9,869百万円の当期純損失）となりました。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

① 日本

プリンターの受注増により情報機器が増収となったことに加え、液晶テレビやBD関連製品も伸長いたしました。この結果、売上高は56,493百万円（前期比9.3%増）となり、セグメント損失（営業損失）は1,382百万円（前期は4,965百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

② 北米

液晶テレビは大手量販店向けに大型サイズ製品が堅調であったことに加え、年末商戦向けが好調に推移したことから大幅な増収となりました。また、平成24年9月より販売を開始したPHILIPSブランドのオーディオアクセサリ製品も通年で売上に寄与し、DVD関連製品もBDプレーヤーが好調に推移し増収となりました。この結果、売上高は169,458百万円（前期比25.3%増）となりましたが、PHILIPSブランドの液晶テレビやオーディオアクセサリ製品等の採算悪化によりセグメント損失（営業損失）は4,337百万円（前期は904百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

③ アジア

インクカートリッジの売上が計上されたことなどから、売上高は4,563百万円（前期比462.0%増）となり、セグメント利益（営業利益）は408百万円（前期は491百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

④ 欧州

インクカートリッジの売上が計上されたものの、液晶テレビやDVD関連製品は市場の低迷が続いたことから減収となりました。この結果、売上高は3,286百万円（前期比2.0%減）となり、セグメント損失（営業損失）は425百万円（前期は389百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

機器別の売上高は次のとおりであります。

① 映像機器

映像機器では、液晶テレビは年末商戦向けが好調であった北米において大幅な増収となり、BD関連製品も前年を上回りました。この結果、当該機器の売上高は182,945百万円（前期比18.1%増）となりました。

② 情報機器

情報機器では、プリンターの受注増とインクカートリッジの売上計上により、売上高は18,876百万円（前期比57.8%増）となりました。

③ その他

上記機器以外では、主に北米向けオーディオアクセサリ製品の寄与により、売上高は31,981百万円（前期比32.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産の減少及び長期借入れによる収入等があったものの、仕入債務の減少、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び短期借入金金の減少等により、前連結会計年度末に比べ6,625百万円（13.2%）減少し、当連結会計年度末には43,612百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果使用した資金は1,251百万円（前年同期は8,022百万円の使用）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失の増加、たな卸資産の減少、仕入債務の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は2,730百万円（前年同期は12,863百万円の獲得）となりました。これは主に定期預金の払戻による収入があったものの、有形固定資産並びに無形固定資産の取得による支出及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は4,676百万円（前年同期は5,128百万円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入があったものの、短期借入金金が減少したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
日本 (百万円)	22,245	135.6
北米 (百万円)	—	—
アジア (百万円)	133,452	109.6
欧州 (百万円)	167	85.7
合計 (百万円)	155,865	112.6

- (注) 1. 金額は製造価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
日本 (百万円)	56,493	109.3
北米 (百万円)	<u>169,458</u>	<u>125.3</u>
アジア (百万円)	4,563	562.0
欧州 (百万円)	3,286	98.0
合計 (百万円)	<u>233,802</u>	<u>122.4</u>

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
WAL-MART STORES, INC.	<u>93,513</u>	<u>48.9</u>	<u>121,413</u>	<u>51.9</u>

3 【対処すべき課題】

当民生用電気機器業界におきましては、スマートフォン、タブレット端末やクラウドの急速な普及が続く一方、従来製品の携帯電話やパソコン、デジタルスチルカメラ、液晶テレビ、DVD・BD関連製品などは需要低迷がみられます。

こうした業界環境において当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

(1) 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復が最重要課題と位置づけております。

(製品戦略について)

当連結会計年度は、売上高は前期比増収となりましたが、利益面では北米、メキシコにおけるPHILIPSブランドの液晶テレビ・オーディオアクセサリーの在庫処分などによる損失で営業赤字となる厳しい状況となりました。

このため、P S I（仕入・販売・在庫）管理を一層強化し、コスト競争力のある製品を適切なタイミングで供給できる体制作り着手しており、売上高の拡大と収益性の回復を図る方針であります。

また、新規事業分野への展開も喫緊の課題との認識をもっており、新たな取り組みとして、平成25年4月にLexmark International, Inc.との合意によりインクジェット関連技術及び資産を取得いたしました。これにより、これまでハードウェアの製造受託のみの形態で展開してきたインクジェットプリンター製品について、より収益性の高いインクカートリッジの製造販売を含め自社リソースで完結できる体制が整い、自社開発プリンターの事業化の円滑な立ち上げに向けても準備を進めております。

(市場戦略について)

米国市場への偏重リスクを回避するとともに、季節変動の影響を軽減して生産・販売の平準化と売上高の拡大が課題と考えており、メキシコの拡充に加えて、タイなどのASEANやインドなどの成長している新興市場の開拓を進めております。

当社グループでは、上記の各戦略を着実に実行するため、商品企画から開発、部材調達、生産、販売に至る部門間のタイムラグをミニマイズし、市場のニーズに的確に応えた製品をタイムリーに供給できるよう改善に取り組んでおります。

(2) 生産及び開発体制の強化

当社グループでは、中国での生産依存度が高いことから、そのリスク回避が課題となっております。そのため、当連結会計年度におきましては、今後インド市場向け製品供給の核となる既存の生産拠点であるFUNAI (THAILAND) CO., LTD.の増強を前連結会計年度に引き続き実施いたしました。また、フィリピンにおいても生産子会社Funai Electric Philippines Inc.を設立し、工場建設を進めております。

開発面ではグループ全体の効率向上を中国を中心にアジア地域で引き続き進めております。また、新規事業分野での開発にも注力し、その成果として、当連結会計年度において、開発過程にある電動歩行アシストカートが経済産業省の「ロボット介護機器開発・導入促進事業」に採択されました。

(3) 人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個々人の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

4 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの経営方針について

当社グループは、グローバル規模での最適地生産・販売体制のもと、良質で低価格の製品を消費者に提供する方針をとっており、主要製品である映像機器（DVD関連製品・液晶テレビ等）及び情報機器（プリンター等）並びにその他（受信関連用電子機器・オーディオアクセサリ等）の製造・販売を行っております。

上記デジタル製品分野は、価格競争が激しく、ライフサイクルも短く、かつ新技術・新機能の開発競争も激化しており、これらの状況は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 製品のコスト、市場価格について

当社グループは、ウォルマートを代表とするマスマーチャンドライザーの顧客を最大のターゲットにしているため、低価格の実現が必要と考えております。このため、最適地生産体制の確立、独自に開発した生産性向上システムであるFPS（フナイ・プロダクション・システム）の一層の深耕を図るとともに、部品の内製化及び集中購買等を通じてコスト削減を行っております。

しかし、当民生用電気機器業界は競争が激しいため、部品・原材料価格が上昇した場合は、これらの対策を実施したにも拘らず、コスト圧力が生じ当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 新技術への対応について

当民生用電気機器業界におきましては、かつてないスピードでのグローバル化、業際を越えた業界再編、インターネットの浸透と環境に配慮した社会の進展といった変化の中、市場ニーズも多様化する傾向にあり、新製品開発の質・量・スピードを高めていく必要があります。

当社グループでは、こうした課題に対応すべく、他社との事業提携や産学連携、人材育成などにより新規事業分野を中心とする技術力の向上、場合によってはM&A等も選択肢の一つとして捉えております。しかし、予想以上の市場ニーズの多様化や技術革新等の発生によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 製品・サービスの欠陥について

当社では、品質管理及び技術関係部署を中心に品質の維持向上に努めております。また、国内外にサービス会社を設立しサービス体制を整えております。ただし、製品の欠陥が生じ、製品の修理、交換の対応に問題が生じた場合、その保証の影響及び社会的評価の低下等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

近年、自社販売商品を持たずに、第三者から購入した知的財産権を用いて特許訴訟を提起して特許実施料収入を得る、所謂「パテント・トロール」の活動が盛んになっております。この傾向に製造販売業界全体が苦慮しており、このトロールの活動如何では多額の賠償額支払いを余儀なくされ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 企業買収及び業務提携等について

当社グループでは売上拡大と収益向上を効率的に実現するため、企業買収や業務提携を行うことがあります。しかし、様々な要因により、企業買収が合意に至らない場合、当初期待した相乗効果が得られない場合、提携関係を継続できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績、成長見通しに影響を及ぼす可能性があります。

(2) 海外市場動向等の影響について

① 北米市場への依存度について

当社グループの売上高は海外市場の構成が高く、特に北米市場への全売上げに占める割合は当連結会計年度実績で68.9%となっております。

そのため、北米の景気が急速に後退した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中国での生産依存について

当社グループは、コストメリットが活かせる地域に生産を集中させ、部品の大量一括購買を行うことにより、製品の価格競争力の向上を図っております。当連結会計年度における海外生産比率は98.7%であり、そのうち、中国における生産（委託加工及び自社生産）比率は60.4%となっており、同国において政治体制の変動、紛争・自然災害の発生等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 為替変動リスクについて

当社グループは、主力製品について最適地生産・販売体制の考えに基づいて生産地を決定しております。

中国におきましてはDVD関連製品、液晶テレビ及びプリンター等を生産（委託加工を含む）しております。また、タイにおきましては液晶テレビ、フィリピンではインクカートリッジを生産しております。

一方、販売につきましては、当社がこれらの製品を当該海外生産子会社から仕入れ、海外販売子会社を通じて、もしくはOEM供給先に対する直接販売等によって、北米等を中心とした世界の市場に向けて販売する他、国内におきましても直接販売及び販売子会社を通じて販売を行っております。

仕入総額に対する海外生産子会社からの仕入比率は、当連結会計年度85.0%であるのに対して、海外売上高の割合は、同83.7%となっており、大半の仕入、販売取引は米ドル建てにて行われております。そのため、為替変動に伴うリスクも軽減されていると考えております。

しかし、為替変動のリスクは完全に排除されておらず、海外通貨建ての資産・負債は決算日時点の為替レートにより円換算されることから、大幅な為替変動は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他のリスク

① 法的規制について

当社グループは事業を展開する各国において、商取引、輸出入、独占禁止、知的財産権、製造物責任、環境保護、消費者保護、金融取引及び事業者への課税をはじめとする様々な法規制の適用を受けます。これらの法規制あるいは当局の法令解釈が従来よりも厳しくなること等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟等について

当社グループは国内外で展開する事業において、継続的に運営に関する各種の訴訟リスクが存在します。重要な訴訟等が提起された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理について

当社グループの社内システムについて情報漏洩対策やウィルス防御システムの導入などを施しておりますが、人的ミスや新種のウィルス等に起因する情報漏洩やシステムダウンを完全に防御できない可能性があります。こうした事象が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 退職給付債務について

当社グループ及び一部のグループ会社では、確定給付企業年金制度を設けており、その退職給付債務は、年金資産に係る長期期待運用収益率や割引率などの数理計算上の前提に基づいて算出されております。しかしながら、その前提条件に変更の必要が生じた場合や運用環境の悪化等により年金資産が減少した場合、また、年金制度の変更等により将来の退職給付費用が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 繰延税金資産について

当社グループは、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の予測・仮定が変更され、繰延税金資産の一部ないしは全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 資金調達について

当社グループの業績の悪化により、資金調達の制約を受け、資金調達コストの上昇を招く可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、借入金の一部には財務制限条項が付されており、この条項に抵触した場合には借入利率の上昇や期限の利益を喪失する等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機㈱	エムペグ・エルエー L. L. C.	米国	デジタルテレビ他	特許実施権の許諾	自 平成20年3月11日 至 平成28年12月31日
〃	〃	米国	MPEG2 ビデオ	特許実施権の許諾	自 平成22年1月1日 契約特許存続期間中
〃	トムソン・ライセンシング S. A.	フランス	デジタルテレビ他	特許実施権の許諾	自 平成19年9月30日 契約特許存続期間中

(2) 技術援助契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機㈱	ザ・ウェスト・ベンド・ カンパニー	米国	製パン機	特許実施権の供与	自 平成11年1月1日 至 平成28年8月9日

(3) 商標権許諾契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
船井電機㈱	コーニンクレッカ・フィ リップス・エレクトロニ クス N. V.	オランダ	テレビ製品	商標権の許諾	自 平成20年8月4日 至 平成27年12月31日
〃	〃	オランダ	DVD製品	商標権の許諾	自 平成21年1月1日 至 平成27年12月31日

(4) インクジェットに関する特許権を含む関連技術及び資産の取得

当社は、平成25年2月26日開催の取締役会決議に基づき、平成25年4月2日に、Lexmark International, Inc. が保有する、インクジェットに関する特許権を含む関連技術及び資産を取得することについて合意し、平成25年4月30日に取得いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係) 及び第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当民生用電気機器業界におきましては、急激な市場環境の変化に伴い、当社を含めた国内電機メーカーにおける開発戦略にも大きな変革が求められております。

こうした市場の動きを背景に、オープンソースムーブメントを受動的に受け止めるのではなく、攻めの製品開発によって、新たなライフスタイルにおけるユースケースと従来のコモディティビジネスのバランスを適切に見極めてまいります。また、顧客との強力なパートナーシップに応える製品開発を進めてまいります。

主要製品であるデジタルテレビは、インターネット環境の整備とデジタルコンテンツの配信環境（標準化）の進展から、本来のデジタルエンターテインメントを享受出来るテレビライフイノベーションを起こすものと考えられます。これにより、当社にとっては全く新しい製品群のビジネス展開が可能になってまいりました。

当社は、高齢化、核家族化という社会環境に応えるスマートライフ分野において、国家プロジェクトや産学連携の更なる強化により、ヘルスケア製品の開発にも取り組んでおります。また、産産協業開発による環境・エネルギー関連の開発におきましては、研究から実用化への一気通貫の取り組みを推進してまいります。

研究開発につきましては、当社（セグメントの名称：日本）の開発技術本部及び各事業部に所属する技術部門等が推進しており、当連結会計年度の研究開発費の総額は8,490百万円であります。

当社グループの事業は、電気機械器具の製造販売であり、事業区分はしておりませんが、当連結会計年度における主要な研究開発活動の概要は、次のとおりであります。

(1) 映像機器関連技術

映像機器製品につきましては、デジタルテレビ、録画装置に関し、新たなユースケースを想定した第2世代デジタル期を迎えます。この第2世代デジタル期は、4K2Kディスプレイ、マルチビジョングラフィック技術、広帯域QoS（※）ワイヤレス、マルチDRM（デジタル著作権管理）処理技術などの実用化に支えられる事になります。小型・軽量化、薄型化、省エネ化、低コスト化につきましては、引き続き重要な開発テーマとして開発を進めております。

（※）ネットワーク上で、ある特定の通信のための帯域を予約し、一定の通信速度を保証する技術

(2) ネットワーク関連技術

液晶テレビ、モニターなどのディスプレイデバイスやホームネットワーク、モバイルワイヤレス、FTTH

（※）などの相互ゲートウェイ技術及び相互接続の為の無線技術をスマートスティックSTBや次世代リモコンなどの製品開発を通して蓄積し、当社固有の技術で差別化を計っております。

（※）光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス

(3) 新製品

来るべき高齢化社会に向けた新たなライフスタイルへの対応に加え、環境・エネルギーなど成長市場にも焦点を絞った製品開発、デバイス開発・ソフトウェア開発を進めております。また、従来の民生用製品に加えて、業務用製品、システム製品の開発についても、民生機器開発の応用や横展開の有効活用により、安定したビジネスユニットとなるべく開発体制を整えてまいります。具体的には、当連結会計年度に取得したインクジェットプリンタの基本技術とインクカートリッジの製造技術の応用展開を目指し、広範な高収益ビジネス展開に向けた基礎開発を推進しております。

(4) 研究所

株式会社船井電機新応用技術研究所を中心とした当社グループにおいて、京都大学や九州大学のCOI（センターオブイノベーション）を始めとした大学との共同研究、産業総合研究所との連携等、事業化に向けたテーマ選定と産学協同研究などの連携開発を実施しております。

これにより、研究から開発、製品化及びソフト・要素技術デバイスから製品化に至る年度別マイグレーションを実現してまいります。

(5) 知的財産戦略

自社研究開発、自社製品開発において、オープンソースムーブメント時代に適合した戦略的知的財産権の獲得、他社特許を侵害しない特許出願を確実に進めることにより、特許収支の改善を図ります。一方で、研究機関や他社との協業、他社特許の獲得を効率的に進めることにより、即効性のある総合的な特許戦略を進めております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は143,429百万円（前連結会計年度末164,485百万円）となり21,056百万円減少いたしました。

現金及び預金の減少（67,813百万円から49,167百万円へ18,645百万円減）が大きく、その原因の主なものは、Lexmark International, Inc. よりインクジェットに関する特許権、開発設備の取得並びに製造子会社の株式を取得したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は37,300百万円（前連結会計年度末29,721百万円）となり7,578百万円増加いたしました。

有形固定資産の増加（16,675百万円から21,905百万円へ5,229百万円増）及び特許権の増加（2,078百万円から4,654百万円へ2,575百万円増）が大きく、有形固定資産及び特許権の増加の原因の主なものは、Lexmark International, Inc. よりインクジェットに関する特許権、開発設備を取得したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は56,021百万円（前連結会計年度末71,269百万円）となり15,248百万円減少いたしました。

支払手形及び買掛金の減少（39,178百万円から32,942百万円へ6,236百万円減）及び短期借入金の減少（12,981百万円から4,526百万円へ8,455百万円減）が大きく、支払手形及び買掛金の減少の原因の主なものは、原材料等の仕入れ代金を支払ったことによるものであります。また、短期借入金の減少の原因の主なものは、運転資金として銀行から調達していた借入金を返済したためであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は9,964百万円（前連結会計年度末3,672百万円）となり6,291百万円増加いたしました。

長期借入金の増加（6,121百万円増）が大きく、その原因の主なものは、銀行から運転資金等を調達したものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は114,743百万円（前連結会計年度末119,264百万円）となり4,520百万円減少いたしました。

その原因の主なものは、利益剰余金の減少（99,177百万円から90,582百万円へ8,594百万円減）及び為替換算調整勘定の増加（△21,897百万円から△17,822百万円へ4,075百万円増）によるものであります。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度における当社の主要市場である米国は、雇用情勢の鈍化はみられたものの住宅市場は回復傾向が続き、個人消費も堅調に推移したことから緩やかな景気回復が続きました。欧州では、債務問題への対策により景気を持ち直しがみられる一方、中国は景気減速がみられました。また、わが国におきましては、日本銀行の金融緩和策導入後、企業及び消費者のマインドの改善から設備投資や住宅投資に持ち直しがみられ、消費税増税前の駆け込み需要もあり緩やかな景気回復が続きました。

当民生用電気機器業界におきましては、スマートフォン、タブレット端末やクラウドの急速な普及が続く一方、従来製品の携帯電話やパソコン、デジタルスチルカメラ、液晶テレビ、DVD・BD関連製品などは需要低迷がみられました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当連結会計年度の売上高は233,802百万円（前期比22.4%増）となりました。

利益面につきましては、北米、メキシコにおけるPHILIPSブランドの液晶テレビ、オーディオアクセサリ製品等の採算悪化を主因とし、営業損失は6,071百万円（前期は6,568百万円の営業損失）、経常損失は2,908百万円（前期は1,681百万円の経常損失）、当期純損失は7,400百万円（前期は9,869百万円の当期純損失）となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産の減少及び長期借入れによる収入等があったものの、仕入債務の減少、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出及び短期借入金の減少等により、前連結会計年度末に比べ6,625百万円（13.2%）減少し、当連結会計年度末には43,612百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果使用した資金は1,251百万円(前年同期は8,022百万円の使用)となりました。これは主に税金等調整前当期純損失の増加、たな卸資産の減少、仕入債務の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は2,730百万円(前年同期は12,863百万円の獲得)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入があったものの、有形固定資産並びに無形固定資産の取得による支出及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は4,676百万円(前年同期は5,128百万円の獲得)となりました。これは主に長期借入れによる収入があったものの、短期借入金が増加したことによるものであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(当社グループの経営方針について)

当社グループは、グローバル規模での最適地生産・販売体制のもと、良質で低価格の製品を消費者に提供する方針をとっており、主要製品である映像機器(DVD関連製品・液晶テレビ等)及び情報機器(プリンター等)並びにその他(受信関連用電子機器・オーディオアクセサリ等)の製造・販売を行っております。

上記デジタル製品分野は、価格競争が激しく、ライフサイクルも短く、かつ新技術・新機能の開発競争も激化しており、これらの状況は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 製品のコスト、市場価格について

当社グループは、ウォルマートを代表とするマスマーチャンダイザーの顧客を最大のターゲットにしているため、低価格の実現が必要と考えております。このため、最適地生産体制の確立、独自に開発した生産性向上システムであるFPS(フナイ・プロダクション・システム)の一層の深耕を図るとともに、部品の内製化及び集中購買等を通じてコスト削減を行っております。

しかし、当民生用電気機器業界は競争が激しいため、部品・原材料価格が上昇した場合は、これらの対策を実施したにも拘らず、コスト圧力が生じ当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 新技術への対応について

当民生用電気機器業界におきましては、かつてないスピードでのグローバル化、業際を越えた業界再編、インターネットの浸透と環境に配慮した社会の進展といった変化の中、市場ニーズも多様化する傾向にあり、新製品開発の質・量・スピードを高めていく必要があります。

当社グループでは、こうした課題に対応すべく、他社との事業提携や産学連携、人材育成などにより新規事業分野を中心とする技術力の向上、場合によってはM&A等も選択肢の一つとして捉えております。しかし、予想以上の市場ニーズの多様化や技術革新等の発生によっては当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 製品・サービスの欠陥について

当社では、品質管理及び技術関係部署を中心に品質の維持向上に努めております。また、国内外にサービス会社を設立しサービス体制を整えております。ただし、製品の欠陥が生じ、製品の修理、交換の対応に問題が生じた場合、その保証の影響及び社会的評価の低下等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 知的財産権について

近年、自社販売商品を持たずに、第三者から購入した知的財産権を用いて特許訴訟を提起して特許実施料収入を得る、所謂「パテント・トロール」の活動が盛んになっております。この傾向に製造販売業界全体が苦慮しており、このトロールの活動如何では多額の賠償額支払いを余儀なくされ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 企業買収及び業務提携等について

当社グループでは売上拡大と収益向上を効率的に実現するため、企業買収や業務提携を行うことがあります。しかし、様々な要因により、企業買収が合意に至らない場合、当初期待した相乗効果が得られない場合、提携関係を継続できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績、成長見通しに影響を及ぼす可能性があります。

(海外市場動向等の影響について)

① 北米市場への依存度について

当社グループの売上高は海外市場の構成が高く、特に北米市場への全売上げに占める割合は当連結会計年度実績で68.9%となっております。

そのため、北米の景気が急速に後退した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 中国での生産依存について

当社グループは、コストメリットが活かせる地域に生産を集中させ、部品の大量一括購買を行うことにより、製品の価格競争力の向上を図っております。当連結会計年度における海外生産比率は98.7%であり、そのうち、中国における生産（委託加工及び自社生産）比率は60.4%となっており、同国において政治体制の変動、紛争・自然災害の発生等、不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 為替変動リスクについて

当社グループは、主力製品について最適地生産・販売体制の考えに基づいて生産地を決定しております。

中国におきましてはDVD関連製品、液晶テレビ及びプリンター等を生産（委託加工を含む）しております。また、タイにおきましては液晶テレビ、フィリピンではインクカートリッジを生産しております。

一方、販売につきましては、当社がこれらの製品を当該海外生産子会社から仕入れ、海外販売子会社を通じて、もしくはOEM供給先に対する直接販売等によって、北米等を中心とした世界の市場に向けて販売する他、国内におきましても直接販売及び販売子会社を通じて販売を行っております。

仕入総額に対する海外生産子会社からの仕入比率は、当連結会計年度85.0%であるのに対して、海外売上高の割合は、同83.7%となっており、大半の仕入、販売取引は米ドル建てにて行われております。そのため、為替変動に伴うリスクも軽減されていると考えております。

しかし、為替変動のリスクは完全に排除されておらず、海外通貨建ての資産・負債は決算日時点の為替レートにより円換算されることから、大幅な為替変動は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスク)

① 法的規制について

当社グループは事業を展開する各国において、商取引、輸出入、独占禁止、知的財産権、製造物責任、環境保護、消費者保護、金融取引及び事業者への課税をはじめとする様々な法規制の適用を受けます。これらの法規制あるいは当局の法令解釈が従来よりも厳しくなること等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟等について

当社グループは国内外で展開する事業において、継続的に運営に関する各種の訴訟リスクが存在します。重要な訴訟等が提起された場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理について

当社グループの社内システムについて情報漏洩対策やウィルス防御システムの導入などを施しておりますが、人的ミスや新種のウィルス等に起因する情報漏洩やシステムダウンを完全に防御できない可能性があります。こうした事象が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 退職給付債務について

当社グループ及び一部のグループ会社では、確定給付企業年金制度を設けており、その退職給付債務は、年金資産に係る長期期待運用収益率や割引率などの数理計算上の前提に基づいて算出されております。しかしながら、その前提条件に変更の必要が生じた場合や運用環境の悪化等により年金資産が減少した場合、また、年金制度の変更等により将来の退職給付費用が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 繰延税金資産について

当社グループは、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の予測・仮定が変更され、繰延税金資産の一部ないしは全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 資金調達について

当社グループの業績の悪化により、資金調達の制約を受け、資金調達コストの上昇を招く可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、借入金の一部には財務制限条項が付されており、この条項に抵触した場合には借入利率の上昇や期限の利益を喪失する等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資は、日本は901百万円、北米は98百万円、アジアは4,080百万円、欧州は13百万円となり、当社グループ合計は5,094百万円となりました。設備投資の主なもの、生産設備の拡充であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (大阪府大東市)	日本	統括業務 施設	1,408	14	244 (11,276)	91	174	1,932	947 [48]
東京支店 (東京都千代田区)	日本	統括業務 施設	233	—	1,287 (222)	—	0	1,521	6 [—]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [] 外数で表示しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
D X アンテナ(株)	神戸市兵庫区 他	日本	統括業務 施設	1,314	9	930 (24,675)	32	151	2,438	459
中国船井電機(株)	広島県福山市	日本	生産設備	0 [62]	0 [1]	4 (8,449)	—	0 [0]	5 [64]	10

(注) 1. 帳簿価額の [] は、提出会社の所有を外書しており、提出会社から賃借しているものであります。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

(3) 在外子会社

平成26年3月31日現在

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
船井電機(香港) 有限公司	香港新界	アジア	生産設備	193	203	—	—	616	1,014	42
FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ナコンラー チャシーマー	アジア	生産設備	1,327	604	120 (81,348)	—	598	2,651	1,421
Funai Electric Cebu, Inc.	フィリピン セブ	アジア	生産設備	2,234	2,767	—	—	316	5,317	718

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
船井電機（香港） 有限公司	香港新界	アジア	生産設備	1,476	—	自己資金	平成26年4 月	平成27年3 月
FUNAI (THAILAND) CO., LTD	タイ ナコンラー チャーマー	アジア	生産設備	1,335	—	自己資金	平成26年4 月	平成27年3 月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成26年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,130,796	36,130,796	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	36,130,796	36,130,796	—	—

(注) 「提出日現在」の発行数には、平成26年6月1日以降提出日までのストックオプションの権利行使により発行されるものは、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数（個）	3,464	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	346,400	346,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	12,369	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

2. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」については、「(9) ストックオプション制度の内容」をご参照下さい。

② 会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権
(平成20年6月19日定時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,108	3,108
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310,800	310,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,609 資本組入額 805	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2.	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 2.	同左

- (注) 1. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。
2. 「新株予約権の行使の条件」、「新株予約権の譲渡に関する事項」及び「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」については、「(9) ストックオプション制度の内容」をご参照下さい。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	—	36,104,196	—	31,280	—	32,806
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	(注) 1. 19,400	36,123,596	(注) 1. 19	31,300	(注) 1. 19	32,826
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	(注) 2. 7,200	36,130,796	(注) 2. 7	31,307	(注) 2. 7	32,833
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日	—	36,130,796	—	31,307	—	32,833
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日	—	36,130,796	—	31,307	—	32,833

(注) 1. ストックオプションの権利行使(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

2. ストックオプションの権利行使(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	29	40	103	145	14	10,514	10,845	—
所有株式数 (単元)	—	31,150	4,403	33,881	62,436	72	229,278	361,220	8,796
所有株式数の 割合(%)	—	8.62	1.22	9.38	17.28	0.02	63.48	100.00	—

(注) 当社所有の自己株式は、「個人その他」に20,116単元及び「単元未満株式の状況」に15株が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
船井 哲良	大阪市中央区	12,709	35.18
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011	5.57
公益財団法人船井情報科学振 興財団	東京都千代田区外神田4丁目11番5号	1,540	4.26
船井 哲雄	北海道旭川市	1,079	2.99
ロイヤルバンクオブカナダト ラストカンパニー(ケイマ ン)リミテッド (常任代理人 立花証券株式 会社)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋小網町7番2号)	1,024	2.83
MSIP CLIENT S ECURITIES (常任代理人 モルガン・ス タンレーMUF G証券株式会 社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	736	2.04
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	649	1.80
有限会社エフツー	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.30
株式会社エフティ開発	東京都港区六本木3丁目6番9号	470	1.30
有限会社T&N	北海道旭川市神楽岡十二条8丁目2番37号	470	1.30
資産管理サービス信託銀行株 式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	461	1.28
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	438	1.21
計	—	22,059	61.06

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

2. ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社(現ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社)及びその共同保有者2者から平成11年10月15日付で大量保有報告書の提出があり、平成11年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※1.
ジェーエフ・アセット・マネジメン ト・リミテッド	香港、セントラル、コートノート・ブ レイス 1	株式 332,000株
ジェー・ピー・モルガン・フレミン グ・アセット・マネジメント・ジャ パン株式会社 ※2.	東京都港区赤坂5丁目2番20号	株式 253,200株
チェース・フレミング・アセット・マ ネジメント(ユークー)リミテッド	英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマ ンブリー 10	株式 33,600株

※1. 「所有内容」の株式数は平成11年10月15日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であり、その後、当社は平成12年9月11日付で株式1株を3株に株式分割しております。

2. 平成13年10月15日付で変更報告書の提出があり、同社は平成13年9月30日付でジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社から商号変更したものであります。

3. UBS証券会社及びその共同保有者7者から大量保有報告書（平成16年12月15日付）の変更報告書（平成19年7月20日付）の提出があり、平成19年7月13日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 231,747株
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	株式 116,200株
UBS Global Asset Management (UK) Limited	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom	株式 245,750株
UBS Global Asset Management Life Ltd	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom	株式 158,750株
UBS Global Asset Management (Americas) Inc	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, USA	株式 510,569株
UBS Global Asset Management (Canada) Co.	77 King street West, Toronto, Ontario M5K 1G8, Canada	株式 91,480株
UBS Global Asset Management Trust Company	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606 USA	株式 84,100株

※「所有内容」の株式数は平成19年7月20日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

4. シュローダー投信投資顧問株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成18年4月14日付）の変更報告書（平成18年10月13日付）の提出があり、平成18年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
シュローダー投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	株式1,058,600株
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	株式 113,300株
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン、グresham・ストリート31	株式 264,200株

※「所有内容」の株式数は平成18年10月13日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

5. モルガン・スタンレー証券株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成18年10月12日付）の変更報告書（平成19年1月22日付）の提出があり、平成19年1月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY 10036	株式 817,150株
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	株式 333,342株

※「所有内容」の株式数は平成19年1月22日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

6. スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッドから平成20年7月28日付で大量保有報告書の提出があり、平成19年6月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
スプラスグローブ・インベストメント・マネジメント・リミテッド	181 University Avenue Suite 1300 Toronto, Ontario Canada M5H 3M7	株式1,843,400株

※「所有内容」の株式数は平成20年7月28日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

7. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成21年5月11日付）の変更報告書（平成21年10月6日付）の提出があり、平成21年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	株式1,155,600株
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9、27階	株式 56,900株
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフ ライヤーズ・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリステ ィアナ・ロード500	株式 124,300株

※「所有内容」の株式数は平成21年10月6日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

8. 野村証券株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書（平成23年1月19日付）の変更報告書（平成24年3月5日付）の提出があり、平成24年2月29日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成26年3月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容 ※
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 14,333株
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, UK	株式 115,083株
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式1,234,300株

※「所有内容」の株式数は平成24年3月5日付の大量保有報告書に記載されていた株式数であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,011,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 34,110,400	341,104	—
単元未満株式	普通株式 8,796	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	36,130,796	—	—
総株主の議決権	—	341,104	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,600	—	2,011,600	5.57
計	—	2,011,600	—	2,011,600	5.57

(9) 【ストックオプション制度の内容】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく株主総会の特別決議によるストックオプション制度

決議年月日	平成17年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	① 当社及び関係会社の取締役、執行役、執行役員、従業員 ② 当社及び関係会社の顧問(当社又は関係会社と契約を締結している顧問) ③ 当社及び関係会社の社外コンサルタント及び社外研究者 人数は新株予約権発行の取締役会決議による。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	360,000株を上限とする。(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369 (注)2. 3.
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から平成26年7月31日まで (ただし、行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。)
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時における条件 ① 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 ② 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 ③ 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。

なお、係る調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 (1株未満の株式は切り捨てる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

3. 当社が時価を下回る払込金額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式の総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとします。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役、執行役、執行役員、従業員 人数は新株予約権発行の取締役会決議による。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	820,000株を上限とする。 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,609 (注) 2.
新株予約権の行使期間	(注) 3.
新株予約権の行使の条件	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7.

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の旧商法第280条ノ19の規定による新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年8月1日から平成29年7月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の行使期間中の各年（8月1日から翌年7月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者のうち当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員は

（注）3の新株予約権の権利行使期間中の各年（8月1日から翌年7月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者のうち当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員が当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員のいずれでもなくなった場合は、権利行使ができないものとします。

④新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続を認めるものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

7. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注）3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）5に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注）6に準じて決定するものとします。

8. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

- ③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年6月20日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員、従業員人数は新株予約権発行の取締役会決議による。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	120,000株を上限とする。 (注) 1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2.
新株予約権の行使期間	(注) 3.
新株予約権の行使の条件	(注) 4.
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8.

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率（1株未満の株式は切り捨てる）

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの行使時払い込まれる価額（以下「行使価額」という。）に（注）1に定める新株予約権1個の目的である株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る行使価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、

「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとします。

更に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権を行使することができる期間

平成28年9月1日から平成35年8月31日までとします。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとします。

また、新株予約権者が、当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができるものとします。

②新株予約権者は権利行使期間中の各年（9月1日から翌年8月31日まで）において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使ができないものとします。

③新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要するものとします。

④新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めないものとします。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 新株予約権の取得事由

①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

③新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定するものとします。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新

株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（注） 3に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（注） 3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注） 4に準じて決定するものとします。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注） 5に準じて決定するものとします。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得事由

上記（注） 7に準じて決定するものとします。

9. 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定するものとします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,011,615	—	2,011,615	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日以降提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、1株当たり普通配当金35円を実施いたしました。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。中間配当を行う場合は、あらかじめ公告いたします。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成26年5月26日 取締役会決議	1,194	35

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高（円）	5,320	4,020	2,765	1,866	1,431
最低（円）	2,675	1,822	1,398	883	933

（注）最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高（円）	1,120	1,235	1,414	1,431	1,290	1,185
最低（円）	985	1,010	1,181	1,252	1,030	993

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 会 長		船井 哲良	昭和2年1月24日生	昭和26年4月 船井ミシン商会創業 昭和27年12月 株式会社船井ミシン商会代表取締役 昭和36年8月 当社設立、代表取締役取締役社長 平成17年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成20年6月 当社取締役 当社執行役会長 平成22年6月 当社執行役員会長 平成24年6月 当社取締役会長 (現任)	(注) 3	12,709
取締役 副会長		林 朝則	昭和22年3月13日生	昭和44年4月 当社入社 平成14年10月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年3月 FUNAI CORPORATION, INC. CEO 平成19年6月 当社専務執行役員 平成20年3月 当社A V 統括本部本部長 平成20年6月 当社取締役 当社代表執行役執行役社長 平成22年6月 当社代表取締役 当社執行役員社長 平成26年1月 当社取締役副会長 (現任)	(注) 3	15
代 表 取 締 役	執行役員 社 長	上村 義一	昭和33年6月27日生	平成4年1月 当社入社 平成16年7月 当社DVD営業部部長 平成19年4月 FUNAI CORPORATION, INC. COO 平成21年10月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役 平成22年9月 FUNAI CORPORATION, INC. 代表取締役会長 平成22年10月 当社TV事業部事業部長執行役員 平成22年12月 P&F USA, Inc. 代表取締役社長 平成23年4月 当社A V 本部本部長執行役員 平成23年7月 当社A V 事業本部本部長執行役員 平成24年5月 当社A V システム事業本部本部長兼 ディスプレイ事業部事業部長執行役員 平成24年11月 当社A V システム事業本部本部長兼 ディスプレイ事業部事業部長常務執行役員 平成25年4月 当社営業統括常務執行役員 平成26年1月 当社代表取締役 (現任) 当社執行役員社長 (現任)	(注) 3	0
取 締 役		米本 光男	昭和14年3月18日生	平成7年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役 副社長 (現任) 平成10年9月 当社社外取締役 (現任) 平成21年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 (現 任) 平成24年6月 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査 役 (現任)	(注) 3	0
取 締 役	執行役員	岡田 譲二	昭和29年8月27日生	昭和52年4月 株式会社日立製作所入社 平成2年4月 同社主任技師 平成11年4月 同社半導体グループシステムLSI事業部 開発推進室長 平成15年4月 株式会社ルネサステクノロジーグローバル マーケティング部長 平成16年2月 株式会社アプローズテクノロジー代表取 締役 平成17年12月 当社入社 平成19年4月 当社開発技術本部理事 平成21年10月 当社開発技術本部副本部長執行役員 平成22年6月 当社取締役 (現任) 平成23年6月 当社開発技術本部本部長執行役員 (現任)	(注) 3	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		坂内 義明	昭和29年8月3日生	昭和54年4月 TDK株式会社入社 平成12年6月 テラロジックジャパン株式会社(平成15年8月ゾーランジャパン株式会社に社名変更) 代表取締役社長 平成17年6月 米国ゾーラン社カンントリージェネラルマネージャー兼日本地域セールス&マーケティング担当VicePresident 平成24年1月 当社顧問 平成24年6月 当社社外取締役(現任) 平成24年7月 ビードットコム株式会社代表取締役社長(現任)	(注) 3	—
取締役	執行役員	前田 哲宏	昭和29年7月4日生	昭和55年4月 三洋電機株式会社入社 平成10年10月 同社パーソナル通信事業部テクニカルエンジニアリング部部長 平成14年4月 三洋テレコミュニケーションズ株式会社常務取締役 平成17年4月 三洋電機株式会社テレコムカンパニー副社長 平成18年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社執行役員ソーラー事業部長 平成23年4月 同社常務執行役員 平成24年8月 当社入社 平成25年1月 当社開発技術本部戦略技術部理事 平成25年4月 当社新規事業部事業部長執行役員 平成26年4月 当社経営企画本部部長兼新規事業部事業部長執行役員(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
監査役 (常勤)		石崎 弘	昭和21年3月23日生	昭和43年9月 当社入社 平成5年6月 当社経理本部事業管理部部長 平成12年10月 当社管理本部管理部部長 平成17年10月 当社経営企画室室長 平成19年6月 新ダット・ジャパン株式会社取締役 平成19年10月 当社戦略企画室部長 平成23年2月 DXアンテナ株式会社社外監査役 平成24年5月 当社顧問 平成24年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	1
監査役		米田 信一	昭和12年5月15日生	昭和37年4月 日綿実業株式会社(現双日株式会社)入社 昭和62年7月 同社大阪本社電子情報本部第一部部长 平成2年9月 米国ニチメン副社長兼シカゴ支店長 平成3年5月 Navigation Technologies Corp.(現NAVTEQ株式会社)社外取締役 平成7年3月 ニチメン電子部品株式会社代表取締役社長 平成13年3月 東京電音株式会社代表取締役社長 平成18年2月 NAVTEQ株式会社代表取締役 平成22年5月 同社取締役 平成22年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		盛本 正英	昭和19年8月27日生	昭和42年4月 大和証券株式会社入社 平成3年6月 同社取締役東京本部部長首都圏西営業本部長 平成7年9月 同社常務取締役大阪・近畿四国営業本部長 平成11年4月 大和証券SMB C株式会社(現大和証券株式会社)代表取締役専務大阪支店長 平成13年6月 大和土地建物株式会社(現大和プロパティ株式会社)代表取締役社長 平成14年6月 大和サンコー株式会社(現大和オフィスサービス株式会社)代表取締役社長兼務 平成19年4月 大和プロパティ株式会社特別顧問 平成22年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	2
計						12,728

- (注) 1. 取締役のうち、米本光男及び坂内義明は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、米田信一及び盛本正英は、社外監査役であります。
3. 平成26年6月20日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4. 平成26年6月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、消費者、取引先、地域社会、使用人等の社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営の健全性・効率性を確保し迅速な意思決定を図ることで経営環境への変化に対応し、継続的な企業価値の向上を高めていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

この考え方にに基づき、当社は機動的な意思決定と迅速な業務執行体制の確立を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社では船井グループの全役職員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」を制定し、これを推進する組織として「CSR（企業の社会的責任）委員会」を設置し、CSR活動の強化を図っております。

② 当事業年度における会社の機関内容

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役会設置会社の形態を採用し、迅速な業務執行体制の確立を図るため執行役員制度を導入するとともに、取締役会の諮問機関として「指名委員会」、「報酬委員会」及び「投融資審議会」を設け重要な意思決定プロセスの客観性及び透明性を確保しております。

a. 取締役会

社内取締役5名と社外取締役2名の計7名で構成されております。事業内容に精通した社内取締役による迅速な意思決定が図られる一方、当社とは特別の利害関係が無い社外取締役が取締役会の意思決定に参加することで、経営の健全性・透明性が担保されております。

また、取締役会は、原則として3ヵ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会も行っております。更に、取締役の責任の明確化と機動的な体制構築を可能とするため、取締役の任期を1年としております。

(諮問機関)

・指名委員会

取締役の中から取締役会が選定したメンバーで構成されており、取締役会の諮問機関として取締役会に対し取締役候補者等の推薦を行うことで、取締役候補者等の選定プロセスの透明性と客観性を確保しております。

・報酬委員会

取締役の中から取締役会が選定したメンバーで構成されており、取締役会からの委任を受けて、取締役及び執行役員の報酬等を決定することで、報酬決定プロセスの透明性と客観性を確保しております。なお、監査役の報酬等につきましては監査役の協議によって決定されます。

・投融資審議会

取締役の中から社長が選定したメンバーで構成されており、当社における重要な投融資案件について、個別にその内容を全社的観点に立って審議することで、投融資案件の可否判断プロセスの透明性と客観性を確保しております。

b. 監査役会

常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成されております。社外監査役と当社との間には特別の利害関係はありません。常勤監査役石崎弘は税理士であり財務・会計に関する知見を有しております。なお、監査役会は、原則として月1回開催しております。

c. 会計監査人

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。なお、会計監査の状況につきましては「④ 監査役監査、内部監査及び会計監査の状況 e. 会計監査の状況」に記載しております。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムについては、「業務の適正を確保するための体制」として、取締役会において次のとおり決議し、整備しております。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「船井グループ企業行動憲章」及び「役員コンプライアンス規程」において、法令遵守のために、取締役がとるべき行動を明確にし、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理しております。
- c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
損失の危機の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、各部署は、所轄業務に付随するリスク管理を行うとともに、組織的な管理を行っております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保しております。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役を導入しております。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「船井グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」において、使用人がとるべき行動を明確にし、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。
また、通常の報告経路から独立した内部通報制度を設け、コンプライアンス体制の強化を図っております。
- f. 当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「船井グループ企業行動憲章」を当社グループの役員及び従業員の行動基準として定めております。
また、グループ会社の重要事項については、「関係会社管理規程」により、グループ会社の自主独立を尊重しつつ、権限と責任を明確にし、グループ全体の業務の適正を図っております。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役会と協議のうえ、監査役会事務局を設置し監査役会を補助すべき使用人を配属いたします。
- h. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の監査役会の職務を補助すべき使用人が監査役会事務局に転出入する場合において、当該使用人の異動及びその人事考課については、監査役会の意見を尊重するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びそれ以外の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行の状況を聴取し、関係資料を閲覧しております。
また、監査役は、取締役、執行役員及び使用人に対し、「監査役会に対する報告に関する規程」に基づき、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実、その他、その職務を遂行するために必要と判断した事項の報告を受けております。
- j. その他、監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が監査が実効的に行われることを確保するために、監査役は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行っております。
- k. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めております。当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は、是正処置を講じます。
1. 反社会的勢力の排除のための体制
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)
当社は、グループ全役職員を対象に「船井グループ企業行動憲章」を制定し、その中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる態度で対応し、一切の関係を持たず、要求については拒絶することをコンプライアンスの基本方針としております。取引先が反社会的勢力と関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消いたします。
(反社会的勢力排除に向けた整備状況)
人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報の一元管理を行っております。また、全役職員が基本方針を遵守するように、関連規程等において明文化するとともに、教育体制を構築しております。更に、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等の整備を進めます。反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

④ 監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

a. 監査役監査、内部監査の状況

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会の意思決定、取締役の職務の執行の監査を行います。更に、監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、会社に対処すべき課題や監査上の重要な課題等について、代表取締役及び会計監査人との間で定期的に会合を持ち、意見交換を行い、必要な説明や報告を行っております。

内部監査については、内部監査部門である監査室が「内部監査規程」に基づき社内及び当社グループ全体にわたる内部監査を統括し、内部監査担当部門が設置されている重要な会社においては当該内部監査部門が、業務監査及び内部統制監査を実施するとともに改善提案を行い、代表取締役、監査役及び被監査部門長に監査結果の報告を行っております。

b. 監査役と内部監査部門との連携状況

監査役と内部監査部門である監査室との間で、必要に応じて監査体制、監査計画及び監査状況等について情報交換を行っております。

c. 監査役と会計監査人との連携状況

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツとの間では、四半期に1回程度の定例会合に加え必要に応じて随時会合を行い、監査計画、監査実施状況及び監査結果の報告並びに意見交換や情報交換を行っております。

d. 監査役監査、内部監査部門及び会計監査人と内部統制部門との連携の状況

内部統制部門は、社内及びグループ会社の内部統制システムの整備及び運用状況に関して、監査役、内部監査部門である監査室及び会計監査人へ報告を行っております。

e. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、中村基夫、中田明、岡田明広、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他17名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役の状況

a. 社外取締役及び社外監査役との利害関係

社外取締役及び社外監査役は各2名ずつであり、当該社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資金的関係またはその他利害関係はありません。なお、社外取締役及び社外監査役の選任につきましては、当社として特段の独立性についての基準は設けておりません。ただし、東京証券取引所の定める独立役員（一般株主の保護を図るため、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員）の基準を参考にしております。

b. 当社の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任状況

・社外取締役米本光男は、経営コンサルタントとして幅広い経験に基づく知見により、当社の取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくために、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員として、取引所に届出しております。

・社外取締役坂内義明は、企業経営及び新規事業の創造に関する豊富な知識と経験により、当社の取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくために、社外取締役に選任しております。

・社外監査役米田信一は、企業経営に関する長年の経験から、取締役の業務執行に対する適法性、適正性を監査いただくために、社外監査役に選任しております。なお、東京証券取引所の定める独立役員として、取引所に届出しております。

・社外監査役盛本正英は、企業経営に関する長年の経験から、取締役の業務執行に対する適法性、適正性を監査いただくために、社外監査役に選任しております。

c. 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査、会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会に、社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、内部監査・監査役監査及び会計監査との相互連携や内部統制の監査を行っております。

その他にも、社外監査役は、監査役会等において会計監査人及び内部監査部門より定期的にその活動状況等について報告を受け、また、意見交換を行うなど相互連携を図っております。

d. 他の会社の業務執行者及び社外役員の兼任状況

- ・社外取締役米本光男は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長、セーラー万年筆株式会社の社外取締役及びオリエンタルチェン工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社は株式会社ティー・ピー・エス研究所、セーラー万年筆株式会社及びオリエンタルチェン工業株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役坂内義明は、湯崎温泉観光株式会社、ゴルフマスター株式会社及びビードットコム株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社は湯崎温泉観光株式会社、ゴルフマスター株式会社及びビードットコム株式会社との間には特別の関係はありません。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

⑥ 役員報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く。)	105	87	—	—	17	7
監査役 (社外監査役 を除く。)	10	10	—	—	—	1
社外役員	19	19	—	—	—	4

(注) 上記には、平成25年6月21日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

b. 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限の範囲内において決定いたします。

取締役の月額報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査役の月額報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の賞与は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査役の賞与は、監査役の協議により決定いたします。

なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金については、株主総会の決議により取締役及び監査役へ贈呈のご承認をいただいたうえで、当社の定める一定の基準に基づき取締役については報酬委員会が、監査役については監査役の協議により決定いたします。

⑦ その他当社定款規定

a. 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

b. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

又、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
34銘柄 1,056百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
豊田通商(株)	151,905	370	取引関係の深耕
兼松(株)	1,121,000	137	取引関係の深耕
(株)ベスト電器	556,450	107	取引関係の深耕
伊藤忠商事(株)	61,000	68	取引関係の深耕
群創光電股份有限公司	1,024,390	59	取引関係の深耕
ローム(株)	11,882	40	取引関係の深耕
イオン(株)	32,000	38	取引関係の深耕
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	47,322	26	取引関係の深耕
ホシデン(株)	30,455	16	取引関係の深耕
三信電気(株)	20,000	12	取引関係の深耕
(株)ミルボン	2,897	9	取引関係の開拓
(株)エディオオン	22,000	9	取引関係の深耕
上新電機(株)	10,000	8	取引関係の深耕
(株)ケーズホールディングス	1,814	5	取引関係の深耕
野村ホールディングス(株)	8,869	5	取引関係の深耕
松本油脂製菓(株)	2,400	4	取引関係の開拓
(株)みずほフィナンシャルグループ	22,900	4	取引関係の深耕
ジャパンパイル(株)	5,000	3	取引関係の開拓
双日(株)	7,470	1	取引関係の深耕
(株)ミスターマックス	2,200	0	取引関係の深耕
(株)SCSKホールディングス	393	0	取引関係の深耕
(株)廣濟堂	1,380	0	取引関係の開拓
(株)セキド	5,500	0	取引関係の開拓
(株)ワットマン	3,000	0	取引関係の深耕
ソーシャル・エコロジー・プロジェクト(株)	940	0	取引関係の開拓

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
豊田通商(株)	151,905	397	取引関係の深耕
兼松(株)	1,121,000	179	取引関係の深耕
(株)ベスト電器	556,450	75	取引関係の深耕
伊藤忠商事(株)	61,000	73	取引関係の深耕
ローム(株)	11,882	54	取引関係の深耕
イオン(株)	32,000	37	取引関係の深耕
群創光電股份有限公司	1,024,390	36	取引関係の深耕
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	47,322	26	取引関係の深耕
ホシデン(株)	30,455	15	取引関係の深耕
三信電気(株)	20,000	13	取引関係の深耕
(株)エディオン	22,000	12	取引関係の深耕
(株)ミルボン	3,476	11	取引関係の開拓
上新電機(株)	10,000	8	取引関係の深耕
野村ホールディングス(株)	8,869	5	取引関係の深耕
松本油脂製薬(株)	2,400	5	取引関係の開拓
(株)ケーズホールディングス	1,814	5	取引関係の深耕
(株)みずほフィナンシャルグループ	22,900	4	取引関係の深耕
ジャパンパイル(株)	5,000	4	取引関係の開拓
双日(株)	7,470	1	取引関係の深耕
(株)SCSKホールディングス	393	1	取引関係の深耕
(株)ミスターマックス	2,200	0	取引関係の深耕
(株)廣濟堂	1,380	0	取引関係の開拓
(株)セキド	5,500	0	取引関係の開拓
(株)ワットマン	3,000	0	取引関係の深耕
ソーシャル・エコロジー・プロジェクト(株)	940	0	取引関係の開拓

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	—	—	—	—	—
上記以外の株式	355	484	13	—	143

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	44	—	44	—
連結子会社	18	4	16	3
計	62	4	60	3

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるFUNAI CORPORATION, INC.、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o. 及びFUNAI (THAILAND) CO., LTD. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte & Touche LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬として総額で45百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるFUNAI CORPORATION, INC.、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp.z o.o. 及びFUNAI (THAILAND) CO., LTD. は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte & Touche LLPに対して、監査証明業務に基づく報酬として総額で58百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	67,813	49,167
受取手形及び売掛金	※2 33,193	※2 37,681
商品及び製品	34,230	31,053
仕掛品	2,095	1,182
原材料及び貯蔵品	18,997	16,427
繰延税金資産	2,886	2,504
その他	5,445	5,622
貸倒引当金	△178	△210
流動資産合計	164,485	143,429
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	12,332	18,278
減価償却累計額	△6,783	△9,251
建物及び構築物 (純額)	5,548	9,026
機械装置及び運搬具	9,219	12,825
減価償却累計額	△7,582	△9,132
機械装置及び運搬具 (純額)	1,637	3,693
工具、器具及び備品	21,558	23,301
減価償却累計額	△19,571	△21,247
工具、器具及び備品 (純額)	1,986	2,053
土地	※3 6,169	※3 6,178
リース資産	697	490
減価償却累計額	△464	△363
リース資産 (純額)	233	127
その他 (純額)	1,099	825
有形固定資産合計	16,675	21,905
無形固定資産		
特許権	2,078	4,654
その他	1,028	1,920
無形固定資産合計	3,107	6,574
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 4,973	※1 4,364
繰延税金資産	436	400
退職給付に係る資産	—	335
その他	4,720	4,015
貸倒引当金	△192	△296
投資その他の資産合計	9,938	8,819
固定資産合計	29,721	37,300
資産合計	194,207	180,729

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	39,178	32,942
短期借入金	12,981	4,526
未払金	<u>12,169</u>	<u>13,033</u>
リース債務	163	88
未払法人税等	1,690	414
繰延税金負債	1	—
賞与引当金	241	258
製品保証引当金	<u>638</u>	<u>653</u>
その他	<u>4,204</u>	<u>4,104</u>
流動負債合計	<u>71,269</u>	<u>56,021</u>
固定負債		
長期借入金	—	6,121
リース債務	147	64
繰延税金負債	1,168	1,153
再評価に係る繰延税金負債	226	226
退職給付引当金	927	—
役員退職慰労引当金	1,081	1,088
退職給付に係る負債	—	775
その他	121	535
固定負債合計	<u>3,672</u>	<u>9,964</u>
負債合計	<u>74,942</u>	<u>65,985</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金	33,272	33,272
利益剰余金	<u>99,177</u>	<u>90,582</u>
自己株式	<u>△24,341</u>	<u>△24,341</u>
株主資本合計	<u>139,415</u>	<u>130,821</u>
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	451	672
為替換算調整勘定	<u>△21,897</u>	<u>△17,822</u>
退職給付に係る調整累計額	—	△103
その他の包括利益累計額合計	<u>△21,446</u>	<u>△17,253</u>
新株予約権	122	132
少数株主持分	1,173	1,042
純資産合計	<u>119,264</u>	<u>114,743</u>
負債純資産合計	<u>194,207</u>	<u>180,729</u>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	191,082	233,802
売上原価	※2 163,449	※2 201,653
売上総利益	27,632	32,149
販売費及び一般管理費	※1, ※2 34,200	※1, ※2 38,221
営業損失(△)	△6,568	△6,071
営業外収益		
受取利息	280	134
受取配当金	39	134
為替差益	4,716	3,507
その他	326	622
営業外収益合計	5,363	4,399
営業外費用		
支払利息	111	193
持分法による投資損失	69	125
貸倒引当金繰入額	—	119
支払補償費	—	529
違約金	70	—
その他	224	267
営業外費用合計	476	1,235
経常損失(△)	△1,681	△2,908
特別利益		
固定資産売却益	※3 423	※3 0
負ののれん発生益	—	8
その他	2	1
特別利益合計	425	10
特別損失		
固定資産処分損	※4 89	※4 170
投資有価証券評価損	413	222
関係会社株式評価損	—	290
減損損失	※5 1,614	※5 266
委託生産拠点統合費用	343	—
事業構造改善費用	—	※6 1,281
アドバイザー費用	—	※7 1,165
その他	120	—
特別損失合計	2,581	3,397
税金等調整前当期純損失(△)	△3,837	△6,294
法人税、住民税及び事業税	725	518
過年度法人税等	※8 966	—
法人税等調整額	4,325	549
法人税等合計	6,017	1,068
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△9,855	△7,363
少数株主利益	13	37
当期純損失(△)	△9,869	△7,400

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失(△)	<u>△9,855</u>	<u>△7,363</u>
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	396	223
為替換算調整勘定	<u>7,013</u>	<u>4,017</u>
退職給付に係る調整額	—	135
持分法適用会社に対する持分相当額	32	57
その他の包括利益合計	<u>※1 7,442</u>	<u>※1 4,434</u>
包括利益	<u>△2,412</u>	<u>△2,928</u>
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	<u>△2,455</u>	<u>△2,968</u>
少数株主に係る包括利益	43	39

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,307	33,272	<u>110,752</u>	△24,341	<u>150,991</u>
当期変動額					
剰余金の配当			△1,705		△1,705
当期純損失（△）			<u>△9,869</u>		<u>△9,869</u>
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	<u>△11,575</u>	△0	<u>△11,575</u>
当期末残高	31,307	33,272	<u>99,177</u>	△24,341	<u>139,415</u>

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	56	<u>△28,916</u>	－	<u>△28,859</u>	106	974	<u>123,212</u>
当期変動額							
剰余金の配当							△1,705
当期純損失（△）							<u>△9,869</u>
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	394	<u>7,018</u>		<u>7,413</u>	15	198	<u>7,626</u>
当期変動額合計	394	<u>7,018</u>	－	<u>7,413</u>	15	198	<u>△3,948</u>
当期末残高	451	<u>△21,897</u>	－	<u>△21,446</u>	122	1,173	<u>119,264</u>

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,307	33,272	<u>99,177</u>	△24,341	<u>139,415</u>
当期変動額					
剰余金の配当			△1,194		△1,194
当期純損失（△）			<u>△7,400</u>		<u>△7,400</u>
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	<u>△8,594</u>	－	<u>△8,594</u>
当期末残高	31,307	33,272	<u>90,582</u>	△24,341	<u>130,821</u>

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	451	<u>△21,897</u>	－	<u>△21,446</u>	122	1,173	<u>119,264</u>
当期変動額							
剰余金の配当							△1,194
当期純損失（△）							<u>△7,400</u>
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	221	<u>4,075</u>	△103	<u>4,193</u>	10	△130	<u>4,073</u>
当期変動額合計	221	<u>4,075</u>	△103	<u>4,193</u>	10	△130	<u>△4,520</u>
当期末残高	672	<u>△17,822</u>	△103	<u>△17,253</u>	132	1,042	<u>114,743</u>

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	<u>△3,837</u>	<u>△6,294</u>
減価償却費	5,264	6,479
減損損失	1,614	266
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△66	115
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△111	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	△16
受取利息及び受取配当金	△320	△268
支払利息	111	193
持分法による投資損益 (△は益)	69	125
有形固定資産売却損益 (△は益)	△421	45
投資有価証券売却損益 (△は益)	92	△0
投資有価証券評価損益 (△は益)	413	222
関係会社株式評価損	—	290
事業構造改善費用	—	1,044
売上債権の増減額 (△は増加)	4,388	△261
たな卸資産の増減額 (△は増加)	<u>△14,912</u>	<u>11,295</u>
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,328	△12,057
その他	<u>△1,556</u>	<u>△861</u>
小計	<u>△7,944</u>	<u>319</u>
利息及び配当金の受取額	363	299
利息の支払額	△115	△195
法人税等の支払額	△1,010	△1,221
法人税等の還付額	684	747
過年度法人税等の支払額	—	※1 △1,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	<u>△8,022</u>	<u>△1,251</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△59,777	△5,500
定期預金の払戻による収入	80,150	18,377
有形固定資産の取得による支出	△5,384	△5,174
有形固定資産の売却による収入	497	68
無形固定資産の取得による支出	△415	△4,320
投資有価証券の取得による支出	△702	△362
投資有価証券の売却による収入	356	220
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※3 △5,832
貸付けによる支出	△1,073	△55
貸付金の回収による収入	85	7
その他	△872	△157
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>12,863</u>	<u>△2,730</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,900	△9,391
長期借入れによる収入	—	6,607
長期借入金の返済による支出	—	△525
自己株式の取得による支出	△0	—
配当金の支払額	△1,705	△1,194
その他	△65	△173
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,128	△4,676
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,667	2,032
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	13,637	△6,625
現金及び現金同等物の期首残高	36,567	50,238
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	33	—
現金及び現金同等物の期末残高	※2 50,238	※2 43,612

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しております。

当連結会計年度中に設立した子会社であるFunai Electric Philippines Inc.及びFunai Lexington Technology Corporationを連結の範囲に含めております。また、Lexmark International, Inc.より全株式を取得した、フィリピンにおけるインクジェットプリンタ関連製品製造子会社であるFunai Electric Cebu, Inc.を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は(株)エフ、ジー、エスであります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

嘉匯実業有限公司であります。

(2) 持分法適用の関連会社数 1社

上海曜中光電有限公司であります。

平成25年4月28日付で上海曜船光電有限公司から上海曜中光電有限公司へ社名変更しております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社(株)エフ、ジー、エス他)及び関連会社(嘉宝電機有限公司他)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法適用非連結子会社である嘉匯実業有限公司及び持分法適用関連会社である上海曜中光電有限公司の決算日は連結決算日と異なるため、当該子会社及び関連会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
D X アンテナ(株)	2月28日 ※1.
P&F MEXICANA, S. A. DE C. V.	12月31日 ※1.
中山嘉財船井電機有限公司	12月31日 ※2.
中山船井電機有限公司	12月31日 ※2.
広東船明光電有限公司	12月31日 ※2.

※1. 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2. 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

当社及び国内連結子会社は、製品及び仕掛品は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)、原材料は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

海外連結子会社は、製品、仕掛品及び原材料は主として先入先出法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、海外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具、器具及び備品	1～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法によっております。

なお、特許権については、経済的使用可能予測期間（8～10年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

一部の連結子会社については、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、当社では内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産として計上しております。

また、一部の連結子会社では簡便法を採用しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異は、適用初年度で全額費用処理しております。一部の連結子会社については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、重要性がないものを除き5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が315百万円、退職給付に係る負債が642百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が238百万円減少し、少数株主持分が13百万円増加しております。

なお、1株当たり純資産額は6円99銭減少しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用いたします。

なお、当該会計基準等には経過的な取扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用いたしません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響額については、平成27年3月期の期首において、利益剰余金が483百万円増加いたします。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「投資事業組合運用損」及び「シンジケートローン手数料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「投資事業組合運用損」に表示していた57百万円及び「シンジケートローン手数料」に表示していた52百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

1. 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをいたしました。平成25年12月12日に最高裁判所より同年12月11日付で、本件申立てを棄却する旨の決定通知を受領いたしました。
追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。
2. 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。
追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。
3. 大阪地方裁判所に提起しておりました平成17年6月28日付及び平成20年6月16日付の更正処分に対する取消請求訴訟について、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされたことから、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を、平成24年3月期から費用処理することといたしました。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,072百万円	1,916百万円

※2. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
受取手形	9百万円	－百万円

※3. 土地の再評価

前連結会計年度(平成25年3月31日)

連結子会社のうち1社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として226百万円を計上しております。なお、再評価差額は連結財務諸表上では相殺消去されるため純資産の部には表示されておられません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

連結子会社のうち1社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち、税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として226百万円を計上しております。なお、再評価差額は連結財務諸表上では相殺消去されるため純資産の部には表示されておられません。

4. 偶発債務

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(仲裁)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.(以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要

(1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

① 仲裁の申立てが行われた機関 : 国際商業会議所

② 仲裁の申立てが行われた年月日 : 平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

① 名 称 : Koninklijke Philips N.V.

② 所在地 : Eindhoven, The Netherlands

③ 代表者の役職、氏名 : Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

①申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

②請求額

171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

2. 当社による反対請求申立ての概要

(1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

①反対請求の申立てを行った機関：国際商業会議所

②反対請求の申立てを行った年月日：平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

①名 称：Koninklijke Philips N.V.

②所 在 地：Eindhoven, The Netherlands

③代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

①申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

②請求額

請求額は特定しておりません。なお、仲裁廷の指示どおり、平成26年10月までに当社が被った損害額を算定し、PHILIPSに対して請求金額を提示することになっております。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 相手企業の名称：Koninklijke Philips N.V.

(2) 取得する事業の内容：ライフスタイル・エンターテイメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリ製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2. 株式取得の理由

当社は、平成20年9月に米国及びカナダにおけるPHILIPSの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び販売活動を担うブランドライセンス契約を締結したのに続き、平成24年7月にPHILIPSが設計及び開発したライフスタイル・エンターテイメント事業の製品を米国、カナダ及びメキシコにて販売する契約をPHILIPSと締結いたしました。

当社は、「既存事業の拡大・強化」「新規市場への展開」「新規事業分野への展開」を成長戦略の3つの柱と位置付け、この戦略の達成のため、既存の経営資源の強化のほか、上記のような企業提携及びM&A等の社外における成長機会の活用についても模索してまいりました。

今回、PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することから、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものと考え、株式を取得することといたしました。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

5. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出コミットメントの総額	13,000百万円	13,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	13,000	13,000

6. 財務制限条項

当連結会計年度（平成26年3月31日）

借入金のうち、シンジケートローン契約（当連結会計年度末の残高5,146百万円）には、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、借入金元本及び利息を支払うことになっております。

(条項)

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を1,000億円以上に維持する。
- (2) 2015年3月決算期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を2期連続して損失とならないようにする。
- (3) 2015年3月決算期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにする。

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特許権使用料	8,916百万円	10,327百万円
荷造運送費	<u>4,153</u>	<u>5,038</u>
従業員給料手当	6,293	6,575
賞与引当金繰入額	356	294
退職給付費用	359	376
試験研究費	2,313	2,014

※2. 研究開発費の総額

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	9,383百万円	8,490百万円

※3. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	2百万円	－百万円
機械装置及び運搬具	84	0
工具、器具及び備品	4	0
土地	332	－
計	423	0

※4. 固定資産処分損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	23百万円	7百万円
機械装置及び運搬具	50	66
工具、器具及び備品	15	29
ソフトウェア	0	65
計	89	170

※5. 減損損失

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
遊休資産	船井電機株 (大阪府大東市)	長期前払費用等

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている法人単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っておりません。

当連結会計年度において、世界的な需要の減退に伴う生産モデルの見直し等により、将来の使用度合いが低下したと判断した特許に関する通常実施権等の資産について回収可能性を評価し、1,614百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零としております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
事業用資産	中山嘉財船井電機有限公司 (中国 広東省)	機械装置及び運搬具等
事業用資産	中山船井電機有限公司 (中国 広東省)	機械装置及び運搬具等

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている法人単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っておりません。

当連結会計年度において、情報機器の受注の減少などにより将来の収益性が見込みが低くなることが予想されることから製造設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（266百万円）を特別損失に計上いたしました。その内訳は、機械装置及び運搬具149百万円、工具、器具及び備品51百万円及び長期前払費用65百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却可能価額によって測定しており、長期前払費用については正味売却可能価額を零とし、長期前払費用以外については、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

※6. 事業構造改善費用

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

事業構造改善費用は主として、海外におけるLED事業の縮小に伴い発生した費用であり、主な内容は、たな卸資産評価損205百万円、関係会社株式評価損651百万円及び減損損失393百万円であります。

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
事業用資産	中山嘉財船井電機有限公司 (中国 広東省)	機械装置及び運搬具等
事業用資産	中山船井電機有限公司 (中国 広東省)	機械装置及び運搬具等
事業用資産	広東船明光電有限公司 (中国 広東省)	機械装置及び運搬具等

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている法人単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っておりません。

当連結会計年度において、主として、海外におけるLED事業縮小の意思決定により、将来の使用見込みがなくなった製造設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（393百万円）を「事業構造改善費用」に含めて特別損失に計上いたしました。その主な内訳は、機械装置及び運搬具238百万円、工具、器具及び備品99百万円及び長期前払費用55百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却可能価額によって測定しており、長期前払費用については正味売却可能価額を零とし、長期前払費用以外については、市場価値を勘案した合理的な見積りにより算定しております。

※7. アドバイザリー費用

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

アドバイザリー費用は、予定されていたKoninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式取得において、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等であるところ、当該株式取得案件についてPHILIPSが株式譲渡契約を解除したこと及び国際商業会議所へ仲裁を申立てたこと、また、それに対して当社が反対請求の申立てを行ったことに伴い費用処理したものであります。

※8. 過年度法人税等

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当社の連結子会社であるFUNAI EUROPE GmbHは、当社及び当社の連結子会社であるFUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o.o. との取引に関し、ドイツ税務当局による移転価格税制に関わる調査を受けておりました。当連結会計年度において、ドイツ税務当局より移転価格税制に基づく更正を受ける可能性が高くなったと判断したことから、追徴税の見込額を「過年度法人税等」として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	201百万円	262百万円
組替調整額	413	87
税効果調整前	614	349
税効果額	△218	△125
その他有価証券評価差額金	396	223
為替換算調整勘定：		
当期発生額	<u>7,013</u>	<u>4,011</u>
組替調整額	—	—
税効果調整前	<u>7,013</u>	<u>4,011</u>
税効果額	—	5
為替換算調整勘定	<u>7,013</u>	<u>4,017</u>
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—	142
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	142
税効果額	—	△7
退職給付に係る調整額	—	135
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	32	57
その他の包括利益合計	<u>7,442</u>	<u>4,434</u>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	36,130	—	—	36,130
合計	36,130	—	—	36,130
自己株式				
普通株式(注)	2,011	0	—	2,011
合計	2,011	0	—	2,011

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	122
合計		—	—	—	—	—	122

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月21日 取締役会	普通株式	1,705	50	平成24年3月31日	平成24年6月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月20日 取締役会	普通株式	1,194	利益剰余金	35	平成25年3月31日	平成25年6月10日

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	36,130	—	—	36,130
合計	36,130	—	—	36,130
自己株式				
普通株式	2,011	—	—	2,011
合計	2,011	—	—	2,011

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	132
合計		—	—	—	—	—	132

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年5月20日取締役会	普通株式	1,194	35	平成25年3月31日	平成25年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月26日取締役会	普通株式	1,194	利益剰余金	35	平成26年3月31日	平成26年6月9日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 当連結会計年度において、当社の連結子会社であるFUNAI EUROPE GmbHが、当社及び当社の連結子会社であるFUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o. との取引に関し、ドイツ税務当局より移転価格税制に基づく更正通知を受領したため、追徴税を支払ったものであります。

※2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	67,813百万円	49,167百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△17,574	△5,555
現金及び現金同等物	50,238	43,612

※3. 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにFunai Electric Cebu, Inc. を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにFunai Electric Cebu, Inc. 株式の取得価額とFunai Electric Cebu, Inc. 取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	544百万円
固定資産	6,016
のれん	152
流動負債	△402
固定負債	△252
Funai Electric Cebu, Inc. 株式の取得価額	6,057
Funai Electric Cebu, Inc. 現金及び現金同等物	△225
差引：Funai Electric Cebu, Inc. 取得のための支出	5,832

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

機械装置及び運搬具であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	24	24	0
工具、器具及び備品	73	73	—
合計	97	97	0

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	11	11	—
合計	11	11	—

② 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	0	—
1年超	—	—
合計	0	—

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払リース料	10	0
減価償却費相当額	9	0
支払利息相当額	0	0

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	859	768
1年超	2,184	2,013
合計	3,043	2,781

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入、資金運用については短期的な預金等によっております。デリバティブは原則利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程を定め、取引先毎に取引条件、与信限度額を管理することとしております。また、海外事業展開していることから外貨建債権と外貨建債務が発生しておりますが、その多くが米ドル建て取引となっているため、原則として為替予約は行っておりません。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的の時価や発行体の財務状況を把握し、社内機関である投融資審議会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。デリバティブ取引は利用しない方針ですが、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されているため、個別契約毎に判断して、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。デリバティブ取引を実行する場合、その執行・管理については、社内規程を整備し、それに従って行うこととしております。また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債権や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	67,813	67,813	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,193	33,193	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,652	1,652	—
資産計	102,659	102,659	—
(1) 支払手形及び買掛金	39,178	39,178	—
(2) 短期借入金	12,981	12,981	—
(3) 未払金	<u>12,169</u>	<u>12,169</u>	—
(4) 長期借入金	—	—	—
負債計	<u>64,330</u>	<u>64,330</u>	—
デリバティブ取引	—	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	49,167	49,167	—
(2) 受取手形及び売掛金	37,681	37,681	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,872	1,872	—
資産計	88,722	88,722	—
(1) 支払手形及び買掛金	32,942	32,942	—
(2) 短期借入金	4,526	4,526	—
(3) 未払金	<u>13,033</u>	<u>13,033</u>	—
(4) 長期借入金	6,121	6,121	—
負債計	<u>56,622</u>	<u>56,622</u>	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価について、変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式等	3,321	2,491

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	67,813	—	—	—
受取手形及び売掛金	33,193	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
合計	101,007	—	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	49,167	—	—	—
受取手形及び売掛金	37,681	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
合計	86,849	—	—	—

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	12,981	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	—	—	—	—
合計	12,981	—	—	—	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,226	—	—	—	—	—
長期借入金	300	300	300	2,873	2,648	—
合計	4,526	300	300	2,873	2,648	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1,480	1,027	453
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	1,480	1,027	453
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	171	259	△87
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	171	259	△87
合計	1,652	1,286	365

(注) 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額 1,248百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	1,705	982	722
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	1,705	982	722
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	167	173	△6
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
小計	167	173	△6
合計	1,872	1,156	716

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 575百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	348	—	92
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	348	—	92

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	0	0	—
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	0	0	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度におきましては、その他有価証券の株式について413百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度におきましては、その他有価証券の株式について222百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社の一部は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

海外連結子会社の一部は、確定拠出型の制度を設けております。

退職一時金制度は国内連結子会社1社が有しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	△9,257
(2) 年金資産(百万円)	8,012
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	△1,244
(4) 未認識年金資産(百万円)	—
(5) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	433
(6) 未認識数理計算上の差異(百万円)	1,283
(7) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	△521
(8) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)+(7)(百万円)	△48
(9) 前払年金費用(百万円)	878
(10) 退職給付引当金(8)-(9)(百万円)	△927

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)(注)1.	473
(2) 利息費用(百万円)	154
(3) 期待運用収益(百万円)	△132
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額(百万円)	124
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	185
(6) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	△108
(7) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)(百万円)	696

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準
- (2) 割引率
1.1~1.4%
- (3) 期待運用収益率
1.1~1.4%
- (4) 過去勤務債務の額の処理年数
10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。)
- (5) 数理計算上の差異の処理年数
10年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)
- (6) 会計基準変更時差異の処理年数
適用初年度で全額費用処理しております(一部の連結子会社は、15年により費用処理しております。)

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社の一部は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

海外連結子会社の一部は、確定拠出型の制度を設けております。

退職一時金制度は国内連結子会社1社が有しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	9,257百万円
勤務費用	525
利息費用	116
数理計算上の差異の発生額	△213
退職給付の支払額	△747
企業結合による増加	290
その他	△41
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>9,186</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	8,012百万円
期待運用収益	91
数理計算上の差異の発生額	661
事業主からの拠出額	755
退職給付の支払額	△747
企業結合による増加	37
その他	△64
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>8,747</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	△6,951百万円
年金資産	7,287
<u>退職給付に係る資産</u>	<u>335</u>
積立型制度の退職給付債務	△2,234百万円
年金資産	1,459
<u>退職給付に係る負債</u>	<u>△775</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	525百万円
利息費用	116
期待運用収益	△91
数理計算上の差異の費用処理額	108
過去勤務費用の費用処理額	△108
会計基準変更時差異の費用処理額	124
その他	12
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>687</u>

(5) その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	142百万円
合 計	142

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△309百万円
未認識過去勤務費用	412
会計基準変更時差異の未処理額	△308
合 計	△206

(6) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	51%
株式	32
貸付金・短期資金	2
その他	15
合 計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	1.3%
長期期待運用収益率	1.2%

3. 確定拠出制度

一部の海外連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、40百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上原価	8	4
販売費及び一般管理費	7	5

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(提出会社)

	平成16年度第1回 ストック・オプション	平成16年度第2回 ストック・オプション	平成17年度第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 293名 その他 5名	当社従業員 20名 その他 1名	当社取締役 2名 当社従業員 293名 その他 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 359,900株	普通株式 25,600株	普通株式 346,400株
付与日	平成16年7月21日	平成16年8月13日	平成17年7月12日
権利確定条件	付されていません。	付されていません。	付されていません。
対象勤務期間	平成16年7月21日から 平成18年7月31日まで	平成16年8月13日から 平成18年7月31日まで	平成17年7月12日から 平成19年7月31日まで
権利行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで

	平成20年度第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役兼執行役 1名 当社執行役員 10名 当社従業員 315名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 431,700株
付与日	平成20年11月20日
権利確定条件	付されていません。
対象勤務期間	平成20年11月20日から権利 確定日まで。なお、権利確 定日は、段階的な権利行使 期間に応じて定められ、最 終の権利行使期間の開始日 は平成28年8月1日であり ます。
権利行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(連結子会社：DXアンテナ(株))

	平成22年度第1回 ストック・オプション	平成23年度第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 39名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 152,000株	普通株式 116,900株
付与日	平成22年2月13日	平成23年5月27日
権利確定条件	付与日(平成22年2月13日)以降、権利確定日(平成24年2月11日)まで継続して当社の取締役及び従業員の地位にあること。	付与日(平成23年5月27日)以降、権利確定日(平成25年5月27日)まで継続して当社の取締役及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年2月11日から 平成31年2月10日まで	平成25年5月27日から 平成32年5月26日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

(提出会社)

	平成16年度第1回 ストック・オプション	平成16年度第2回 ストック・オプション	平成17年度第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	359,900	25,600	346,400
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	359,900	25,600	—
未行使残	—	—	346,400

	平成20年度第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	330,400
権利確定	—
権利行使	—
失効	19,600
未行使残	310,800

(連結子会社：DXアンテナ(株))

	平成22年度第1回 ストック・オプション	平成23年度第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	93,800
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	93,800
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	122,500	—
権利確定	—	93,800
権利行使	—	—
失効	14,000	4,200
未行使残	108,500	89,600

②単価情報

(提出会社)

	平成16年度第1回 ストック・オプション	平成16年度第2回 ストック・オプション	平成17年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	16,167	16,836	12,369
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

		平成20年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,609
行使時平均株価	(円)	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	
a (注)		440
b (注)		447
c (注)		454
d (注)		458
e (注)		475
f (注)		487
g (注)		510

(注) 以下の権利行使可能期間毎に算定を行っております。

- a 平成22年8月1日から平成29年7月31日まで
- b 平成23年8月1日から平成29年7月31日まで
- c 平成24年8月1日から平成29年7月31日まで
- d 平成25年8月1日から平成29年7月31日まで
- e 平成26年8月1日から平成29年7月31日まで
- f 平成27年8月1日から平成29年7月31日まで
- g 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで

(連結子会社：DXアンテナ㈱)

		平成22年度第1回 ストック・オプション	平成23年度第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	384	807
行使時平均株価	(円)	—	—
公正な評価単価 (付与日)	(円)	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社 (DXアンテナ㈱)

連結子会社DXアンテナ㈱が、平成22年2月13日及び平成23年5月27日に付与したストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

		平成22年度第1回 ストック・オプション	平成23年度第1回 ストック・オプション
株式の価値算定に使用した評価方法		時価純資産法	時価純資産法
当連結会計年度末における本源的価値の合計額 (百万円)		62	13
当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 (百万円)		—	—

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

(1) 提出会社

過去に付与されたストック・オプションの実績に基づき算定しております。

(2) 連結子会社 (DXアンテナ㈱)

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	336百万円	—百万円
退職給付に係る負債	—	237
役員退職慰労引当金	381	387
未払金	<u>1,016</u>	<u>1,987</u>
貸倒引当金	3,792	3,842
未払費用(賞与分)	395	380
投資有価証券評価損	398	422
たな卸資産評価減	806	817
未実現利益	6	9
減損損失	427	280
移転価格税制調整金	1,055	352
繰越欠損金	5,862	5,699
連結子会社の繰越欠損金	3,797	5,801
その他	<u>1,326</u>	<u>1,432</u>
繰延税金資産小計	<u>19,602</u>	<u>21,651</u>
評価性引当額	<u>△16,596</u>	<u>△19,008</u>
繰延税金資産合計	3,005	2,642
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△283	△277
その他有価証券評価差額金	△243	△368
前払年金費用	△309	—
退職給付に係る資産	—	△119
その他	△15	△125
繰延税金負債合計	<u>△852</u>	<u>△892</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,153</u>	<u>1,750</u>

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	2,886百万円	2,504百万円
固定資産—繰延税金資産	436	400
流動負債—繰延税金負債	△1	—
固定負債—繰延税金負債	△1,168	△1,153

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。		税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は96百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 Lexmark International, Inc. (以下「Lexmark」といいます。)

取得した事業の内容 インクジェットに関する特許権を含む関連技術及び資産

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、平成9年7月以降約16年にわたってLexmarkよりインクジェットプリンタ（以下、「IJP」といいます。）のハード機器を製造受託しており、開発段階からも協業を重ねて参りました。

今回、当社グループは、Lexmarkが長年北米を中心としてグローバルに展開してきたインクカートリッジを含めたプリンタ関連製品の特許権及び製品開発機能・技術、製造機能・技術を取得することにより、これまでハードウェアの製造受託のみの形態で展開してきたIJP製品につき、より収益性の高いインクカートリッジの製造販売も含め自社リソースで完結できる体制を整えることが可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを継続的に成長させるものであると考え、本件を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成25年4月30日

(4) 企業結合の法的形式

特許権、開発設備の取得並びに製造子会社の株式取得

(5) 結合後企業の名称

Funai Electric Cebu, Inc.

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれる被取得事業の業績の期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	10,036百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	242百万円
取得原価		10,278百万円

4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

8百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	544百万円
固定資産	10,397百万円
資産合計	10,942百万円
流動負債	402百万円
固定負債	252百万円
負債合計	655百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、電気機械器具を製造販売しており、国内においては当社、D Xアンテナ株式会社が、海外においては北米、アジア、欧州等の各地域をFUNAI CORPORATION, INC. (北米)、P&F USA, Inc. (北米)、船井電機(香港)有限公司 (アジア)、FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o.o. (欧州) 及びその他の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、製造販売体制を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「北米」、「アジア」及び「欧州」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの損益は、営業損益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	連結 財務諸表 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	51,678	<u>135,239</u>	812	3,352	<u>191,082</u>	—	<u>191,082</u>
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	<u>120,192</u>	0	133,491	0	<u>253,684</u>	<u>(253,684)</u>	—
計	<u>171,870</u>	<u>135,239</u>	134,303	3,352	<u>444,766</u>	<u>(253,684)</u>	<u>191,082</u>
セグメント利益又はセグメント 損失 (△)	<u>△4,965</u>	<u>904</u>	△491	△389	<u>△4,942</u>	(1,626)	<u>△6,568</u>
セグメント資産	108,875	<u>55,705</u>	66,696	4,382	<u>235,660</u>	<u>(41,453)</u>	<u>194,207</u>
その他の項目							
減価償却費	1,797	86	3,319	61	5,264	—	5,264
のれんの償却額	9	—	—	—	9	—	9
持分法適用会社への投資額	71	—	221	—	293	—	293
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	1,317	37	4,373	5	5,733	(4)	5,729

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	連結 財務諸表 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	56,493	<u>169,458</u>	4,563	3,286	<u>233,802</u>	—	<u>233,802</u>
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	<u>135,511</u>	0	148,674	0	<u>284,186</u>	<u>(284,186)</u>	—
計	<u>192,005</u>	<u>169,458</u>	153,237	3,287	<u>517,989</u>	<u>(284,186)</u>	<u>233,802</u>
セグメント利益又はセグメント 損失(△)	<u>△1,382</u>	<u>△4,337</u>	408	△425	<u>△5,736</u>	(335)	<u>△6,071</u>
セグメント資産	<u>125,119</u>	<u>62,088</u>	70,795	3,392	<u>261,395</u>	<u>(80,666)</u>	<u>180,729</u>
その他の項目							
減価償却費	2,032	47	4,317	83	6,480	(0)	6,479
のれんの償却額	3	—	—	—	3	—	3
持分法適用会社への投資額	30	—	195	—	225	—	225
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	5,466	254	4,178	15	9,914	(54)	9,860

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント損失(△)

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△0	1,071
全社費用※	△885	△839
棚卸資産の調整額	△739	△567
合計	△1,626	△335

※ 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	37,615	21,077
棚卸資産の調整額	△1,697	△2,265
セグメント間債権債務消去等	<u>△77,370</u>	<u>△99,793</u>
退職給付に係る資産の調整額	—	315
合計	<u>△41,453</u>	<u>△80,666</u>

※ 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券等）であります。

2. セグメント損失(△)は、連結財務諸表の営業損失(△)と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	映像機器	情報機器	その他	合計
外部顧客への売上高	<u>154,940</u>	11,965	<u>24,176</u>	<u>191,082</u>

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米		アジア	欧州	その他	合計
	米国	その他				
35,865	<u>126,498</u>	<u>5,885</u>	3,541	6,200	13,090	<u>191,082</u>

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	アジア			欧州	合計
		フィリピン	タイ	その他		
9,693	95	1,027	2,439	1,970	1,448	16,675

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
WAL-MART STORES, INC.	<u>93,513</u>	北米

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	映像機器	情報機器	その他	合計
外部顧客への売上高	<u>182,945</u>	18,876	<u>31,981</u>	<u>233,802</u>

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米		アジア	欧州	その他	合計
	米国	その他				
38,109	<u>154,525</u>	<u>6,476</u>	2,635	7,735	24,320	<u>233,802</u>

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	アジア			欧州	合計
		フィリピン	タイ	その他		
9,787	115	6,668	2,663	1,076	1,593	21,905

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
WAL-MART STORES, INC.	121,413	北米

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	北米	アジア	欧州	全社・消去	合計
減損損失	1,614	—	—	—	—	1,614

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	北米	アジア	欧州	全社・消去	合計
減損損失	—	—	659	—	—	659

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	北米	アジア	欧州	全社・消去	合計
当期償却額	9	—	—	—	—	9
当期末残高	4	—	—	—	—	4

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	北米	アジア	欧州	全社・消去	合計
当期償却額	3	—	—	—	—	3
当期末残高	0	—	—	—	—	0

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	船井 哲良	当社取締役会長	(被所有) 直接37.25	土地・建物の売却	土地・建物の売却	380	—	—
					土地・建物の売却益	331	—	—
				株式の売却	株式の売却	300	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 土地及び建物の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
2. 株式の売却価額については、非上場株式の売買につき、双方協議の上、決定しております。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社プロピア	東京都新宿区	100	製造業	—	製品の販売 役員の兼任	製品の販売	132	売掛金	18
	新潟精密株式会社	新潟県上越市	480	製造業	—	生産設備等の 転リース	生産設備等の 転リース	12	その他流動資産	4
	株式会社エクストリオン	東京都千代田区	885	製造業	—	事務所の 賃貸 役員の兼任	事務所の 賃貸	29	—	—
	株式会社プレキシオン	東京都千代田区	150	製造業	—	製品の販売	製品の販売	202	売掛金	25

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 株式会社プロピア
 - (1) 市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 当社取締役船井哲良の近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.00%を直接保有しております。
2. 新潟精密株式会社
 - (1) 生産設備等のリース料については、市場の実勢価格を勘案して決定しております。
 - (2) 当社取締役船井哲良の近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.00%を直接保有しております。
3. 株式会社エクストリオン
 - (1) 事務所の賃貸料については、近隣相場等を勘案して協議の上、決定しております。
 - (2) 当社取締役船井哲良が議決権の61.01%を直接保有しております。
4. 株式会社プレキシオン
 - (1) 市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 当社取締役船井哲良が議決権の61.01%を直接保有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	<u>3,457円56銭</u>	1株当たり純資産額	<u>3,328円58銭</u>
1株当たり当期純損失	<u>289円26銭</u>	1株当たり当期純損失	<u>216円89銭</u>

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	<u>119,264</u>	<u>114,743</u>
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	1,295	1,175
(うち新株予約権(百万円))	(122)	(132)
(うち少数株主持分(百万円))	(1,173)	(1,042)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	<u>117,969</u>	<u>113,568</u>
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	34,119	34,119

(注) 3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純損失(△)		
当期純損失(△)(百万円)	<u>△9,869</u>	<u>△7,400</u>
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(百万円)	<u>△9,869</u>	<u>△7,400</u>
期中平均株式数(千株)	34,119	34,119
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数10,623個)を除いております。なお、詳細は「新株予約権等の状況」に記載しております。	新株予約権2種類(新株予約権の6,572個)を除いております。なお、詳細は「新株予約権等の状況」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	12,981	4,226	1.6	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	300	0.9	—
1年以内に返済予定のリース債務	163	88	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	—	6,121	1.0	平成27年3月31日～ 平成31年3月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	147	64	—	平成27年4月30日～ 平成30年8月22日
その他有利子負債	—	—	—	—
計	13,292	10,799	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	300	300	2,873	2,648
リース債務	48	12	3	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	50,456	119,512	184,582	233,802
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△245	△638	782	△6,294
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(△)(百万円)	△315	△962	399	△7,400
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△9.24	△28.22	11.71	△216.89

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△9.24	△18.98	39.93	△228.60

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをいたしました。平成25年12月12日に最高裁判所より同年12月11日付で、本件申立てを棄却する旨の決定通知を受領いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円(附帯税を含め935百万円)であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

仲裁について

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテインメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要

(1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

- ① 仲裁の申立てが行われた機関：国際商業会議所
- ② 仲裁の申立てが行われた年月日：平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

- ① 名 称：Koninklijke Philips N.V.
- ② 所在地：Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

- ① 申立ての内容
当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求
- ② 請求額
171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

2. 当社による反対請求申立ての概要

(1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

- ① 反対請求の申立てを行った機関：国際商業会議所
- ② 反対請求の申立てを行った年月日：平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

- ① 名 称：Koninklijke Philips N.V.
- ② 所在地：Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

- ① 申立ての内容
PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求
- ② 請求額
請求額は特定しておりません。なお、仲裁廷の指示どおり、平成26年10月までに当社が被った損害額を算定し、PHILIPSに対して請求金額を提示することになっております。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 相手企業の名称：Koninklijke Philips N.V.

(2) 取得する事業の内容：ライフスタイル・エンターテインメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテインメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリ製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2. 株式取得の理由

当社は、平成20年9月に米国及びカナダにおけるPHILIPSの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び販売活動を担うブランドライセンス契約を締結したのに続き、平成24年7月にPHILIPSが設計及び開発したライフスタイル・エンターテインメント事業の製品を米国、カナダ及びメキシコにて販売する契約をPHILIPSと締結いたしました。

当社は、「既存事業の拡大・強化」「新規市場への展開」「新規事業分野への展開」を成長戦略の3つの柱と位置付け、この戦略の達成のため、既存の経営資源の強化のほか、上記のような企業提携及びM&A等の社外における成長機会の活用についても模索してまいりました。

今回、PHILIPSよりライフスタイル・エンターテインメント事業を承継することから、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することといたしました。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,356	17,626
受取手形	※2 53	※2 23
売掛金	※1 30,988	※1 43,838
商品及び製品	352	69
原材料及び貯蔵品	2,355	1,820
前払費用	1,421	1,598
繰延税金資産	1,722	1,649
短期貸付金	※1 2,829	※1 5,454
その他	809	380
貸倒引当金	△30	△1,100
流動資産合計	73,860	71,363
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,048	2,901
構築物	54	47
機械及び装置	38	37
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	244	232
土地	4,037	4,034
リース資産	164	91
有形固定資産合計	7,587	7,345
無形固定資産		
特許権	2,078	4,654
ソフトウェア	285	260
リース資産	9	2
その他	124	633
無形固定資産合計	2,498	5,550

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	2,369	1,863
関係会社株式	25,566	<u>26,347</u>
長期貸付金	※1 14,480	※1 17,216
長期前払費用	1,310	1,453
前払年金費用	868	916
その他	1,139	346
貸倒引当金	<u>△10,529</u>	<u>△13,792</u>
投資その他の資産合計	<u>35,205</u>	<u>34,351</u>
固定資産合計	<u>45,291</u>	<u>47,247</u>
資産合計	<u>119,151</u>	<u>118,611</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 14,948	※1 19,162
リース債務	107	60
未払金	※1 7,535	※1 6,460
未払費用	※1 <u>4,653</u>	※1 <u>6,612</u>
未払法人税等	14	99
預り金	※1 720	※1 708
製品保証引当金	169	84
その他	306	98
流動負債合計	<u>28,454</u>	<u>33,285</u>
固定負債		
長期借入金	—	5,146
リース債務	98	46
繰延税金負債	804	955
役員退職慰労引当金	1,069	1,069
その他	0	469
固定負債合計	<u>1,973</u>	<u>7,686</u>
負債合計	<u>30,427</u>	<u>40,972</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,307	31,307
資本剰余金		
資本準備金	32,833	32,833
その他資本剰余金	438	438
資本剰余金合計	<u>33,272</u>	<u>33,272</u>
利益剰余金		
利益準備金	209	209
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	510	501
別途積立金	23,400	23,400
繰越利益剰余金	<u>23,856</u>	<u>12,571</u>
利益剰余金合計	<u>47,976</u>	<u>36,682</u>
自己株式	△24,341	△24,341
株主資本合計	<u>88,215</u>	<u>76,921</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	386	585
評価・換算差額等合計	<u>386</u>	<u>585</u>
新株予約権	122	132
純資産合計	<u>88,723</u>	<u>77,639</u>
負債純資産合計	<u>119,151</u>	<u>118,611</u>

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	※3 156,878	※3 177,794
売上原価	※3 142,559	※3 157,573
売上総利益	14,319	20,221
販売費及び一般管理費	※1, ※3 20,594	※1, ※3 23,099
営業損失(△)	△6,275	△2,878
営業外収益		
受取利息及び配当金	※3 26,974	※3 315
為替差益	4,897	4,288
その他	※3 115	※3 541
営業外収益合計	31,987	5,145
営業外費用		
支払利息	0	0
関係会社貸倒引当金繰入額	980	3,249
移転価格税制調整金	※3, ※4 6,046	—
その他	110	125
営業外費用合計	7,137	3,376
経常利益又は経常損失(△)	18,574	△1,108
特別利益		
固定資産売却益	※2 331	※2 0
負ののれん発生益	—	160
その他	2	1
特別利益合計	333	162
特別損失		
固定資産処分損	9	70
投資有価証券評価損	399	222
関係会社株式評価損	—	6,461
減損損失	※7 1,614	—
事業構造改善費用	—	※5 1,083
アドバイザー費用	—	※6 1,165
その他	92	—
特別損失合計	2,115	9,003
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	16,792	△9,949
法人税、住民税及び事業税	87	35
法人税等調整額	4,253	114
法人税等合計	4,340	150
当期純利益又は当期純損失(△)	12,452	△10,099

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	520	23,400	13,100	37,230
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△9		9	—
剰余金の配当								△1,705	△1,705
当期純利益								12,452	12,452
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△9	—	10,756	10,746
当期末残高	31,307	32,833	438	33,272	209	510	23,400	23,856	47,976

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,341	77,469	7	7	106	77,584
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,705				△1,705
当期純利益		12,452				12,452
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			378	378	15	393
当期変動額合計	△0	10,746	378	378	15	11,139
当期末残高	△24,341	88,215	386	386	122	88,723

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	510	23,400	<u>23,856</u>	<u>47,976</u>
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△8		8	—
剰余金の配当								△1,194	△1,194
当期純損失（△）								<u>△10,099</u>	<u>△10,099</u>
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8	—	<u>△11,285</u>	<u>△11,294</u>
当期末残高	31,307	32,833	438	33,272	209	501	23,400	<u>12,571</u>	<u>36,682</u>

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,341	<u>88,215</u>	386	386	122	<u>88,723</u>
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△1,194				△1,194
当期純損失（△）		<u>△10,099</u>				<u>△10,099</u>
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			199	199	10	209
当期変動額合計	—	<u>△11,294</u>	199	199	10	<u>△11,084</u>
当期末残高	△24,341	<u>76,921</u>	585	585	132	<u>77,639</u>

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては、5年間で均等償却を行っております。また、特許権については、経済的使用可能予測期間（8～10年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売製品のアフターサービスによる費用支出に備えるため過去の実績を基準として発生見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

(タックスヘイブン対策税制について)

1. 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをいたしました。平成25年12月12日に最高裁判所より同年12月11日付で、本件申立てを棄却する旨の決定通知を受領いたしました。
追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。
2. 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。
追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。
3. 大阪地方裁判所に提起しておりました平成17年6月28日付及び平成20年6月16日付の更正処分に対する取消請求訴訟について、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされたことから、税務調査が終了した年度の翌事業年度である平成23年3月期から当該税制を適用した場合の影響額を、平成24年3月期から費用処理することといたしました。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	26,430百万円	42,473百万円
長期金銭債権	14,324	17,046
短期金銭債務	<u>20,285</u>	<u>26,184</u>

※2. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度の期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
受取手形	9百万円	－百万円

3. 偶発債務

(仲裁)

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V. (以下、「PHILIPS」といいます。)のライフスタイル・エンターテインメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。当事業年度末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要

(1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

- ① 仲裁の申立てが行われた機関 : 国際商業会議所
- ② 仲裁の申立てが行われた年月日 : 平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

- ① 名 称 : Koninklijke Philips N.V.
- ② 所在地 : Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名 : Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

- ① 申立ての内容
当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求
- ② 請求額
171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

2. 当社による反対請求申立ての概要

(1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

- ① 反対請求の申立てを行った機関 : 国際商業会議所
- ② 反対請求の申立てを行った年月日 : 平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

- ①名 称：Koninklijke Philips N.V.
 ②所 在 地：Eindhoven, The Netherlands
 ③代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

①申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

②請求額

請求額は特定しておりません。なお、仲裁廷の指示どおり、平成26年10月までに当社が被った損害額を算定し、PHILIPSに対して請求金額を提示することになっております。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.

(2) 取得する事業の内容：ライフスタイル・エンターテインメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテインメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリ製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2. 株式取得の理由

当社は、平成20年9月に米国及びカナダにおけるPHILIPSの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び販売活動を担うブランドライセンス契約を締結したのに続き、平成24年7月にPHILIPSが設計及び開発したライフスタイル・エンターテインメント事業の製品を米国、カナダ及びメキシコにて販売する契約をPHILIPSと締結いたしました。

当社は、「既存事業の拡大・強化」「新規市場への展開」「新規事業分野への展開」を成長戦略の3つの柱と位置付け、この戦略の達成のため、既存の経営資源の強化のほか、上記のような企業提携及びM&A等の社外における成長機会の活用についても模索してまいりました。

今回、PHILIPSよりライフスタイル・エンターテインメント事業を承継することから、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することといたしました。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

(保証債務)

次の関係会社について、取引先からの仕入債務に対し債務保証を行っております。

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.	FUNAI ELECTRIC EUROPE Sp. z o. o.
一百万円	120百万円

4. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出コミットメントの総額	13,000百万円	13,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	13,000	13,000

5. 財務制限条項

当事業年度（平成26年3月31日）

借入金5,146百万円は、シンジケートローン契約であり、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、契約上の全ての債務について期限の利益を失い、借入金元本及び利息を支払うことになっております。

(条項)

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を1,000億円以上に維持する。
- (2) 2015年3月決算期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を2期連続して損失とならないようにする。
- (3) 2015年3月決算期以降の各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにする。

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度55%、当事業年度57%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45%、当事業年度43%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売手数料	1,941百万円	2,456百万円
特許権使用料	8,638	10,098
役員退職慰労引当金繰入額	37	26
従業員給料手当	2,355	2,362
貸倒引当金繰入額	—	1,070
減価償却費	1,291	1,159
試験研究費	2,258	1,945

※2. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
機械及び装置	0百万円	—百万円
工具、器具及び備品	0	0
土地	331	—
ソフトウェア	—	0
計	331	0

※3. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引		
売上高	125,353百万円	138,607百万円
仕入高	138,402	154,508
その他の営業費用	1,461	1,824
営業取引以外の取引高	32,980	182

※4. 移転価格税制調整金

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

日米間の移転価格税制に関し、当連結グループが申請していた事前確認について、日本及び米国の税務当局間で仮合意に至りました。営業外費用に計上しております移転価格税制調整金は、本仮合意に基づいて当社がP&F USA, Inc. に支払うことになった過年度の調整金であります。

※5. 事業構造改善費用

当事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

事業構造改善費用は主として、海外におけるLED事業の縮小に伴い発生した費用であり、主な内容は、たな卸資産評価損79百万円及び関係会社株式評価損997百万円であります。

※6. アドバイザリー費用

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

アドバイザリー費用は、予定されていたKoninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテインメント事業を承継する会社の全株式取得において、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等であるところ、当該株式取得案件についてPHILIPSが株式譲渡契約を解除したこと及び国際商業会議所へ仲裁を申立てたこと、また、それに対して当社が反対請求の申立てを行ったことに伴い費用処理したものであります。

※7. 減損損失

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類
遊休資産	船井電機株 (大阪府大東市)	長期前払費用等

当社グループは、原則として、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている法人単位を基礎とした区分によりグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、世界的な需要の減退に伴う生産モデルの見直し等により、将来の使用度合いが低下したと判断した特許に関する通常実施権等の資産について回収可能性を評価し、1,614百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零としております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式26,337百万円、関連会社株式9百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,443百万円、関連会社株式123百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	381百万円	381百万円
貸倒引当金	3,757	5,299
未払費用(賞与分)	334	269
投資有価証券評価損	371	395
関係会社株式評価損	1,984	<u>4,643</u>
未払金	579	839
減損損失	427	196
繰越欠損金	5,862	5,699
移転価格税制調整金	1,291	629
その他	382	451
繰延税金資産小計	<u>15,372</u>	<u>18,805</u>
評価性引当額	<u>△13,648</u>	<u>△17,139</u>
繰延税金資産合計	1,723	1,665
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△211	△321
前払年金費用	△309	△326
固定資産圧縮積立金	△283	△277
その他	—	△45
繰延税金負債合計	<u>△804</u>	<u>△971</u>
繰延税金資産の純額	<u>918</u>	<u>694</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	
住民税均等割等	0.1	
海外子会社配当益金不算入	<u>△60.3</u>	
特定外国子会社留保金課税	<u>1.8</u>	
評価性引当額	<u>46.4</u>	
その他	<u>△0.5</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.8</u>	

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は96百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 Lexmark International, Inc. (以下「Lexmark」といいます。)

取得した事業の内容 インクジェットに関する特許権を含む関連技術及び資産

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、平成9年7月以降約16年にわたってLexmarkよりインクジェットプリンタ（以下、「IJP」といいます。）のハード機器を製造受託しており、開発段階からも協業を重ねて参りました。

今回、当社グループは、Lexmarkが長年北米を中心としてグローバルに展開してきたインクカートリッジを含めたプリンタ関連製品の特許権及び製品開発機能・技術、製造機能・技術を取得することにより、これまでハードウェアの製造受託のみの形態で展開してきたIJP製品につき、より収益性の高いインクカートリッジの製造販売も含め自社リソースで完結できる体制を整えることが可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを継続的に成長させるものであると考え、本件を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成25年4月30日

(4) 企業結合の法的形式

特許権、開発設備の取得並びに製造子会社の株式取得

(5) 結合後企業の名称

Funai Electric Cebu, Inc.

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 事業年度に係る損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	10,036百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	242百万円
取得原価		10,278百万円

4. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

160百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として処理しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	－百万円
固定資産	10,439百万円
資産合計	10,439百万円
流動負債	－百万円
固定負債	－百万円
負債合計	－百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	3,048	4	4	147	2,901	4,433
	構築物	54	—	—	6	47	236
	機械及び装置	38	11	0	11	37	259
	車両運搬具	0	—	—	—	0	32
	工具、器具及び備品	244	339	0	350	232	5,926
	土地	4,037	—	2	—	4,034	—
	リース資産	164	12	3	82	91	182
	計	7,587	367	11	598	7,345	11,073
無形固 定資産	特許権	2,078	3,183	—	607	4,654	1,054
	ソフトウェア	285	277	76	226	260	1,621
	リース資産	9	—	—	6	2	24
	その他	124	827	135	182	633	182
		計	2,498	4,288	212	1,023	5,550

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

特許権 インクジェットに関する特許権 3,183百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	10,559	4,333	—	14,892
製品保証引当金	169	84	169	84
役員退職慰労引当金	1,069	26	27	1,069

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴し、平成24年7月20日、当社の請求を棄却する旨の判決を受けました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成24年8月1日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをいたしました。平成25年12月12日に最高裁判所より同年12月11日付で、本件申立てを棄却する旨の決定通知を受領いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成23年8月25日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成24年7月18日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社といたしましては、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、平成25年1月17日、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め825百万円（附帯税を含め935百万円）であります。これについては、平成24年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

仲裁について

当社は、平成25年1月29日に、Koninklijke Philips N.V.（以下、「PHILIPS」といいます。）のライフスタイル・エンターテイメント事業を承継する会社の全株式を、PHILIPSより取得することを決定し、同日、株式売買契約を締結いたしました。同年10月25日付けで、PHILIPSより、当社の契約不履行を理由とする損害等の賠償の請求について仲裁の申立てを受け、同年11月8日に国際商業会議所より同仲裁申立書の送達を受けました。

これに対し当社は、当社に契約不履行はないと認識しており、PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対して損害賠償を請求する反対請求を平成25年12月6日に国際商業会議所に申立ていたしました。

平成26年5月20日、PHILIPSより当社に対する損害賠償請求金額として、171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用の提示がありました。

当該仲裁手続の結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。当事業年度末ではその影響を合理的に見積ることが困難であり、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

当社が受けた仲裁申立て及び当社による反対請求申立ての概要は以下のとおりであります。

1. 当社が受けた仲裁の申立ての概要

(1) 仲裁の申立てが行われた機関及び年月日

- ① 仲裁の申立てが行われた機関：国際商業会議所
- ② 仲裁の申立てが行われた年月日：平成25年10月25日

(2) 仲裁の申立てを行った者

- ① 名 称：Koninklijke Philips N.V.
- ② 所 在 地：Eindhoven, The Netherlands
- ③ 代表者の役職、氏名：Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

①申立ての内容

当社の契約不履行に基づく損害等の賠償の請求

②請求額

171.8百万ユーロ、法定利息及び仲裁費用

2. 当社による反対請求申立ての概要

(1) 反対請求の申立てを行った機関及び年月日

①反対請求の申立てを行った機関 : 国際商業会議所

②反対請求の申立てを行った年月日 : 平成25年12月6日

(2) 反対請求申立ての相手

①名 称 : Koninklijke Philips N.V.

②所 在 地 : Eindhoven, The Netherlands

③代表者の役職、氏名 : Chief Executive Officer Frans van Houten

(3) 申立ての内容及び損害賠償請求額

①申立ての内容

PHILIPSの契約違反及び不当な行為に対する損害等の賠償の請求

②請求額

請求額は特定しておりません。なお、仲裁廷の指示どおり、平成26年10月までに当社が被った損害額を算定し、PHILIPSに対して請求金額を提示することになっております。

なお、上記の株式売買契約の概要は以下のとおりであります。

1. 相手企業の名称及び取得する事業の内容

(1) 相手企業の名称 : Koninklijke Philips N.V.

(2) 取得する事業の内容 : ライフスタイル・エンターテイメント事業

(注) ライフスタイル・エンターテイメント事業は、PHILIPSブランドのオーディオ・ビデオ・マルチメディア製品、ホームコミュニケーション製品、アクセサリ製品の開発・設計、販売及び一部製造を行っております。

2. 株式取得の理由

当社は、平成20年9月に米国及びカナダにおけるPHILIPSの民生用テレビの供給、配送、マーケティング及び販売活動を担うブランドライセンス契約を締結したの続き、平成24年7月にPHILIPSが設計及び開発したライフスタイル・エンターテイメント事業の製品を米国、カナダ及びメキシコにて販売する契約をPHILIPSと締結いたしました。

当社は、「既存事業の拡大・強化」「新規市場への展開」「新規事業分野への展開」を成長戦略の3つの柱と位置付け、この戦略の達成のため、既存の経営資源の強化のほか、上記のような企業提携及びM&A等の社外における成長機会の活用についても模索してまいりました。

今回、PHILIPSよりライフスタイル・エンターテイメント事業を承継することから、当社グループの取扱製品群の拡充と欧州の先進国に加えアジアや南米などの新興国を含めた販売地域の拡大が可能となります。このため、当社グループの今後のビジネスを永続的に成長させるものであると考え、株式を取得することといたしました。

3. 取得価額及び取得後の持分比率

株式の取得価額は150百万ユーロ、取得後の持分比率は100%であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.funai.jp/jp/investors/koukoku.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第61期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） | 平成25年6月21日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | 平成25年6月21日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書
（第62期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
（第62期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
（第62期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） | 平成25年8月8日
平成25年11月13日
平成26年2月6日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書 | 平成25年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 | 平成25年12月5日
関東財務局長に提出 |
| (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 | 平成26年2月6日
関東財務局長に提出 |
| (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書 | 平成26年5月16日
関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号（訴訟の提起）の規定に基づく臨時報告書 | 平成26年5月23日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。